

泉 佐 野 市

同 和 行 政 推 進 プ ラ ン
(改 定)

泉 佐 野 市

2 0 0 4 (平 成 1 6) 年

は じ め に

本市におきましては、1993(平成5)年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、1997(平成9)年には、差別が現存するかぎり同和問題解決のために同和行政を積極的に推進するとして「泉佐野市同和行政基本方針」を策定いたしました。

そして、これまで積み重ねてきた同和行政の成果や生活実態調査の調査結果をもとに同和問題の残された課題解決のため、「泉佐野市同和行政基本方針」を具体化し、今後の施策の基本理念や基本方向を明らかにするため、1999(平成11)年に「泉佐野市同和行政推進プラン」を策定し、同和行政を推進してまいりました。

その後、2002(平成14)年3月には、「地対財特法」が失効し、財政法上の特別措置による同和対策事業は終わることから、法失効後の同和行政のあり方について検討するため、2000(平成12)年に「同和問題の解決に向けた実態等調査」がなされ、教育、就労、啓発等の課題が明らかになりました。そして、これらの課題解決にむけて、2001(平成13)年9月に大阪府同和対策審議会が、「大阪府における今後の同和行政のあり方について」答申を出しました。

このことをうけて、本市においても差別撤廃条例の精神に基づき、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現をめざし、同和地区・同和地区出身者のみに限定せず、さまざまな課題を有する人びとの人権尊重の視点に立った施策(一般施策)として、取り組んでいくとして、「泉佐野市同和行政基本方針」を2002(平成14)年に改訂いたしました。

この「泉佐野市同和行政推進プラン(改訂)」は「泉佐野市同和行政基本方針(改訂)」を具体化し、今後の施策の基本理念や基本方向を明らかにするため策定いたしました。

同和問題解決のための取り組みを人権問題の本質から捉え、あらゆる人権問題の取り組みへと創造・発展させることにより、すべての人々の基本的人権が保障された社会、あらゆる差別のない国際都市泉佐野市の実現に努めてまいります。

2004(平成16)年4月

泉佐野市長 新田谷 修司

目次

人権教育・啓発及び相談

I. 推進プラン策定にあたって	3
II. 同和問題に係る啓発の現状及び課題	4
1. 同和問題に係る啓発の現状	4
2. 同和問題に係る啓発の課題	4
(1) 職員の人権意識の高揚	4
(2) 市民参加の人権啓発活動	5
(3) 人権啓発指導者の養成	5
(4) 企業等、あらゆる組織における人権啓発活動	5
(5) 地域における人権啓発活動	6
(6) 効果的な啓発手法、教材、啓発プログラムの導入	6
(7) 人権情報の提供	6
(8) 同和地区内外の交流の拡大	6
(9) えせ同和行為に対する啓発	7
(10) 土地取引等における差別の解消	7
III. 同和問題啓発事業及び人権相談の推進体制	8
1. 市における推進体制	8
2. 人権相談	8
3. 国、府、他市町、民間団体との連携強化	9
4. 「人権教育のための国連10年」との連携	9
IV. 今後の同和問題啓発事業及び人権相談の方向	10
1. 啓発事業	10
2. 人権相談	11
(1) 身近な人権相談窓口の整備及び人材の育成	11
(2) 人権相談活動のネットワークの構築	12
(3) 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的 な推進	12
V. おわりに	13

教育

I. 推進プラン策定にあたって	17
II. 教育プランの推進にあたって	18

Ⅲ. 基本視点	19
1. 人権文化の創造	19
2. 人権尊重の視点に立った生涯学習の推進	19
3. 人権尊重の視点に立った学校教育の推進	20
4. 学校・家庭・地域社会の連携の推進	20
Ⅳ. 具体的施策の方向	22
〔学校教育〕	
1. 学力の向上	22
(1) 学習指導方法の工夫・改善	22
(2) 家庭・地域の教育力の向上と支援	22
(3) 教職員の配置と有効活用	22
2. 進路の保障	23
(1) 進路指導の充実	23
(2) 奨学金	23
3. 不登校対策の充実	23
4. 人権教育の充実と啓発の強化	24
(1) 学校における同和教育をはじめとする人権教育の推進	24
(2) 教職員研修の充実	24
(3) 教材の作成	24
(4) 差別事象等への対応	24
(5) 同和教育をはじめとする人権教育研究校の委嘱等	25
(6) 学校間の連携	25
(7) 人権教育研究団体への支援	25
(8) 各学校における保護者への啓発	25
〔社会教育〕	
1. 社会教育施策での取り組み	26
2. 啓発活動の推進	26
3. 施設の連携と活用	26
Ⅴ. おわりに	27

生活・福祉

Ⅰ. 推進プラン策定にあたって	31
Ⅱ. 基本認識	32
1. 人権が尊重される福祉社会の創出	32

2. 地域住民と共につくる福祉社会	3 2
3. 自立支援のための施策推進	3 3
4. 保健・医療サービスの充実	3 3
III. 今後の施策の推進方向	3 4
1. 相談体制の整備	3 4
(1) 総合生活相談体制の整備	3 4
①総合生活相談事業	3 4
②総合生活相談事業と各種相談事業・機関との連携	3 4
(2) 専門的支援事業、交流事業の展開	3 5
2. 地域福祉活動の育成と協働	3 5
3. 高齢者施策の推進	3 6
(1) 介護保険制度の定着と推進	3 6
(2) 介護予防を図るための福祉サービスの推進	3 6
4. 障害者施策の推進	3 7
(1) 地域における自立支援	3 7
(2) 啓発と交流の促進	3 7
5. 子育て施策の推進	3 7
(1) 母子家庭への自立支援	3 7
(2) 子育て支援	3 8
①子育てに関する相談・情報提供機能の充実	3 8
②地域における子育て支援の充実	3 8
6. 福祉施設の有効活用	3 9
7. 生活基盤の安定	3 9
8. 健康づくり施策の推進	4 0
9. 権利擁護の推進	4 0
IV. おわりに	4 1

保育

I. 推進プラン策定にあたって	4 5
II. 現状と課題	4 6
1. 人権保育の推進	4 6
2. 保育内容の充実	4 6
3. 地域の多様なニーズへの対応	4 7
4. 保育条件の整備	4 8

(1) 保育所施設、入所状況	4 8
(2) 保育所運営	4 8
5. 研修活動の充実	4 8
III. 基本方針	5 0
1. 児童の人権の確立に向けて	5 0
2. 人権教育のための国連10年と連携した人権保育の推進	5 0
3. 就学前教育の充実	5 0
4. 子育て支援コミュニティの充実	5 1
5. 保育所における子育て支援、地域に根ざした子育て支援	5 1
6. 施設の積極的活用	5 1
7. 同和問題解決へ向けた交流の促進	5 1
IV. 施策の推進方向	5 2
1. 人権保育の推進	5 2
2. 保育内容の充実	5 2
3. 地域の多様なニーズへの対応	5 3
4. 保育条件の整備	5 4
5. 研究、研修活動の充実	5 4
V. おわりに	5 5

労働・産業・農業

I. 推進プラン策定にあたって	5 9
II. 商工業・農業の現状と課題	6 0
1. 商工業の現状と課題	6 0
2. 農業の現状と課題	6 0
III. 商工業・農業の基本方向	6 1
1. 経営基盤の強化	6 1
(1) 経営相談の充実	6 1
(2) 情報提供の充実	6 1
(3) 融資制度の活用	6 1
2. 農業従事者の高齢化・担い手不足への対応	6 1
3. 収益性の高い農業の育成	6 1
4. 農業を通じた地域経済の活性化	6 2
5. アメニティ畜産経営の推進	6 2
IV. 雇用・就労をとりまく現状と課題	6 3

V. 雇用・就労の基本方向	6 4
1. 就職差別の撤廃	6 4
2. 雇用施策の推進	6 4
3. 地域就労支援事業の推進	6 4
(1) 地域就労支援事業とは	6 4
(2) 地域就労支援センター及びコーディネーター	6 5
(3) 職業能力の開発・向上	6 5
4. 就職困難者等に対する雇用施策の推進	6 6
(1) 若年層	6 6
(2) 中高年層	6 6
(3) 障害者	6 6
(4) 母子家庭の母等	6 6
VI. おわりに	6 8

住宅・住環境

I. 推進プラン策定にあたって	7 1
II. 住宅・住環境の現状と課題	7 2
1. 住宅の現状と課題	7 2
2. 住環境の現状と課題	7 2
III. 基本方向	7 3
(1) 多様な住宅供給の促進	7 3
(2) 定住魅力あるまちづくり	7 3
(3) 福祉の住まいとまちづくり	7 3
(4) 災害に強い住まいとまちづくり	7 4
(5) 周辺地域とのコミュニティ形成	7 4
IV. おわりに	7 5

人権教育・啓発及び相談

I. 推進プラン策定にあたって

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」では、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現に寄与することを目的としている。

「泉佐野市人権問題啓発基本方針」では、人権啓発活動は、憲法により保障された基本的人権の確立を、市民一人ひとりの自己の課題としてとらえ、その実現にむけての不断努力によって、人権尊重の精神を身につけるものとしている。

また、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」の基本理念として、あらゆる機会にあらゆる人々を対象に実施し、人権をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神をふまえた行動をすることができる社会の実現を掲げている。

さらに、「泉佐野市人権教育基本方針」の基本視点として、学校教育及び社会教育において、人権が尊重される社会づくりの基礎の形成を図っていくことを示している。

このような条例、計画、方針等に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃を市の重点施策のひとつとして、人権啓発活動の取り組みを進めてきている。

市民啓発の分野では、庁内組織である泉佐野市人権対策本部の取り組みを、市民組織である泉佐野市人権を守る市民の会とともに展開し、市民自身の主体的参加をめざした人権啓発活動を進めてきている。

しかし、2000（平成12）年度に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「実態等調査」という。）の分析によると、同和地区や同和地区出身者に対する差別意識や忌避意識が根強く、部落差別事象も跡を絶たない状況にある。

また、「実態等調査」の被差別体験をみると、結婚に際してが最も多くなっている。

こうした、差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るには、同和問題を人権問題の本質から捉え、すべての人の人権を尊重していくための人権教育、啓発を推進していく必要がある。

さらに、人権侵害に直面した時に、自らの判断により課題の解決が図れるような支援や、迅速かつ適切な人権保護・救済が受けることができる人権相談体制の整備を進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後の同和問題解決に対する啓発等の課題を明らかにし、今後の推進体制を示すものである。

Ⅱ. 同和問題に係る啓発の現状及び課題

1 同和問題に係る啓発の現状

市における啓発は、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」の精神に基づき、1972（昭和47）年に結成された民間の人権啓発組織である「泉佐野市同和問題啓蒙推進協議会」と連携して啓発活動に取り組んできた。

また、1978（昭和53）年に市議会が「人権擁護都市宣言」を採択し、同年に泉佐野市人権対策本部を設置した。以後、1979（昭和54）年に「泉佐野市同和問題啓蒙推進協議会」から、新たに発足した「泉佐野市人権を守る市民の会」と共に、各種団体と連携し、人権啓発活動を進めてきている。

啓発活動は、あらゆる人権問題についての講演会、イベント、街頭啓発、印刷物による啓発などを展開して、一定、人権意識の高揚に貢献してきたが、人権を大切にす
る人材育成の点からは課題を残してきた。

そうした点から、市民のなかに自主的な人権啓発リーダーの育成をめざした指導者養成講座（現在は「あいあい講座」に改称）を開くとともに、市内事業所、団体への講師派遣の実施、また、人権対策本部と人権を守る市民の会主催での人権問題町別懇談会を1994（平成6）年より開催し、市民との対話による人権啓発活動を進めている。

さらに、啓発ライブラリーとして、ビデオ、図書等の収集と提供を行いながら、職員の人権研修、町別懇談会、職場研修等の啓発全般にわたり、行政からの一方的な啓発ではなく、様々な手法、内容、テーマ設定等、創意工夫した啓発活動を進めてきている。

2. 同和問題に係る啓発の課題

(1) 職員の人権意識の高揚

泉佐野市職員は、全員が人権対策本部員であり、人権意識を高め、日常の業務の中で活かしていく必要があると同時に、人権啓発リーダーとしての役割も担っている。このため、階層別、年齢別研修の実施や職場研修員制度による各職場での主体的な人権研修を実施してきた。

人権研修に対する職員の意識変革、すなわち行政施策すべてが人権にかかわっており、人権研修は日常の業務遂行に不可欠なものであるという意識付けが必要であると同時に、自らが学ぶ意欲が持てるような参加型学習の展開や職員への情報提供もあわせて必要である。

(2) 市民参加の人権啓発活動

従来の人権啓発活動は、行政からの一方通行的な啓発が中心であり、こういった活動も正しく人権問題を理解するうえや動機付けの点では、今後とも必要である。しかし、市民が人権問題を自らの生活に深くかかわる問題であり、自分の意識、行動をみつめ直し、生活の中でできることから実践していくような啓発活動の展開、すなわち感性に訴え、気づき、考え、学習し、行動へとつながるような啓発活動が求められる。

また、その一環として、市民自身が企画段階から主体的に参加する「市民参加型」の啓発活動が必要である。

(3) 人権啓発指導者の養成

今後の啓発活動を進めるにあたっては、いかに市民のなかに多数の啓発指導者を育成するかが重要である。行政主導の啓発活動には限界があり、日常生活のいろんな場面で啓発活動を進めていけるような市民をいかに多く育成するかが、人権を大切にすまちづくりの実現につながっていく。

そういった点から、現在、開催している「あいあい講座」を今後も継続するとともに、より一層の充実を図っていくことが求められる。

また、他の団体等が実施している講座、学習会等へも参加できるよう、情報提供や制度についても検討していく必要がある。

さらに、講座修了者による人権啓発推進委員連絡会の活動を活発にするための支援が必要である。

(4) 企業等、あらゆる組織における人権啓発活動

企業における人権啓発活動は、1981（昭和56）年に泉佐野・熊取・田尻事業所同和問題連絡会（略称「事同連」）を組織し、事業所の立場から、同和問題の解決を図ることを目的に、就職の機会均等や求職者本人の適性や能力に応じた公正採用選考システムの確立を図るための啓発や研修会を実施している。

2002（平成14）年度からは、同和問題をはじめとするあらゆる差別の根絶を図るため、名称も泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会（以下、「事人連」という。）と改めた〔2003（平成15）年4月現在 160事業所〕。

また、2003（平成15）年度には、「事人連」として社団法人泉佐野市人権協会に団体加入するなど、活動を広げている。市として、熊取町・田尻町行政とも連携し、会員拡大を図りながら、「事人連」の活動に支援する必要がある。

企業における人権研修や啓発活動の推進を図るためには、講師派遣事業、啓発視聴覚ライブラリー、市の行事・取り組み、講座等の情報提供に努める。

また、市が関連する各種団体での研修の実施への働きかけ、支援を日常的に実施し、

あわせて、情報提供も行っていく必要がある。今後も引き続き、より一層人権啓発活動が行われるよう「事人連」や各公的機関、各種団体と連携を深めていく必要がある。

(5) 地域における人権啓発活動

町別懇談会は、講師団研修の充実や内容、方法に検討を加えながら開催している。今後も引き続き、創意工夫し、より一層充実した懇談会にする必要がある。これまでの成果、現状の問題点を検証し、参加者の意識変革、気づき、共感、考え、学び、行動へとつながるような懇談会にする必要がある。

また、人権を守る市民の会地区委員会活動は、今後の地域における人権啓発活動の方向を示している点から、充実、拡大していくための支援等が必要である。

(6) 効果的な啓発手法、教材、啓発プログラムの導入

最近では、各種研修等においては、一方向の啓発ではなく、参加型の啓発が実施されている。

人権対策本部での啓発の取り組みも、講演会、コンサート、映画会、啓発物品やチラシ、パンフレットの配布、街頭啓発等、様々な形態で実施してきているが、こういった啓発の効果測定を行い、新たな発想による有効な方法等について検討を加える必要がある。

また、自ら参加し、考える学習を実施するため、たとえば差別事象を題材とした教材、研修プログラムの導入が必要である。あわせて、「学習」、「研修」のための相談窓口の設置や同和問題の解決にむけた人権啓発、教育のあり方について、「実態等調査」の活用や差別事象の分析などに基づき、調査、研究することも必要である。

(7) 人権情報の提供

近年、様々なメディアが登場してきている。従来の情報手段である市報、パンフレット、チラシ等の情報手段を充実させると同時に、インターネット、ケーブルテレビなどの新たなメディアを積極的に活用することが大切である。

また、啓発ライブラリーのビデオ、図書等や啓発等の取り組みの情報提供を、市内公的機関、企業、各種団体、NPO団体等へ積極的に行っていくとともに情報収集も必要である。

(8) 同和地区内外の交流の拡大

地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりをし、主に人権を学ぶことが差別意識の解消にとって有効であるという点から、現在、教育の分野を中心に開催している取り組みの充実の支援、さらには、人権文化センタ

一を中心に、積極的に交流がはかれるようなスポーツ、文化、福祉など多くの分野での取り組みが必要である。

(9) えせ同和行為に対する啓発

えせ同和行為については、差別意識の解消に向けて取り組んでいる啓発や教育の成果を著しく損ねるとともに、同和問題の解決を妨げることになる。このような行為を防止するために、企業、各種団体等へ不当要求行為の情報提供や対応マニュアル等の配布の取り組みとあわせて、市民に対して差別意識や偏見を解消するための啓発を継続実施していく。

(10) 土地取引等における差別の解消

「実態等調査」によると、約4割の府民が家を購入する際やマンションを借りる際に、同和地区を避けると答えている。結果として、宅地建物取扱業者による宅地及び建物の取引の場における同和地区に対する差別事象が生起するといった現実がある。このような忌避意識に見られる意識の現状を踏まえ、地域住民間の交流を通じての啓発や同和地区に関するより効果的な教育、啓発などによる人権意識の高揚、さらには、宅地建物取引に関する差別事象を取り上げての啓発のためのカリキュラム、教材の作成、効果的な啓発手法の検討などを推進していく必要がある。

Ⅲ. 同和問題啓発事業及び人権相談の推進体制

1 市における推進体制

庁内の推進体制については、人権対策本部を設置し、全庁的な取組体制を整備している。

また、1993（平成5）年、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定施行した。これは、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚をはかり、行政施策を推進していくことを市の責務として規定したものであり、この条例の精神を具体化するため、人権施策の推進を図っていく必要がある。

2003（平成15）年の機構改革に際し、各部ならびに関連各課の課長代理級等に人権推進課兼務職員としての辞令交付を行うと同時に、人権対策本部の組織強化を図ったところである。

この人権対策本部での取り組みに検討を加え、充実させ、同和問題をはじめとする人権問題の解決にむけての啓発を進めていく。

2 人権相談

人権相談は、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向などを理由とした不当な差別的取り扱い、差別助長行為、差別的言動、虐待などの人権侵害を受け、または受けるおそれのある相談者に対して、相談者の立場に立って、課題解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、心理的な援助や、福祉、就労、教育、環境等、個別施策の活用などにより、相談者の自立や自己実現を支援するとともに、相談を通じて人権侵害の実態・課題・行政ニーズを的確に把握し、人権施策の有効かつ効率的な推進に資するものである。

こうした観点を踏まえ、今後の人権相談の推進に当たっては、

- (1) 実効性のある安心して相談できる人権相談体制の充実を図るため、人権協会等との協働を計り相談窓口の整備を図るとともに、専門性を備え、当事者の立場に立って、身近な地域における活動という視点を持った相談員の育成に努める。
- (2) 市内外のさまざまな相談機関のネットワーク化を図り、迅速かつ適切な助言や情報提供などを行なう総合的な人権相談システムの確立を図る。
- (3) 行政機関をはじめ、NPO等さまざまな相談機関からの相談事例の集約システムの確立に努め、人権問題の実態把握を通じ、今後の施策上の課題を明らかにし、人権施策の有効かつ効果的な推進、人権相談の充実を図る。

これらを基本目標に、総合的な人権相談体制の整備に向けた施策の推進に努める。

3 国、府、他市町、民間団体との連携強化

同和問題の解決をはかるための啓発活動を進めるにあたっては、国、府、他市町、民間団体等との連携が不可欠である。

近年、市町村合併、広域行政等を推進する流れが強まる中、人権啓発の分野においても、特に近隣市町との連携を強化していくことが大切である。

今後の人権啓発に際しては、情報交換や複数の市町による合同の取り組み等も視野に入れながら、国、府、他市町との連携をさらに強め、共同した啓発活動が必要である。

また、同和問題の解決にむけた啓発では、草の根的な人権啓発が有効であることから、市民組織である「人権を守る市民の会」との連携、共催による取り組み、あるいは支援等を強めていく。

さらに、泉佐野市人権協会、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会、人権擁護委員の他、人権啓発に関わる諸団体との連携に努めると同時に、今後、人権教育、啓発活動を草の根市民として進めていこうとするNPO等との連携、協働も視野に入れる必要がある。

人権相談にあたっても、市内の相談業務部門や市内他機関の他、府、他市町やNPO団体との連携、協力をさらに進めていく必要がある。

4 「人権教育のための国連10年」との連携

本市においては、1998（平成10）年、国、府の動きにあわせ、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」を策定し、基本理念として、「人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人々を対象に実施し、人権をあたりまえの習慣、文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神をふまえた行動をすることができる社会の実現」を掲げている。

2004（平成16）年には最終年を迎えるが、この基本理念に基づく人権教育、啓発の推進を全市的に取り組んでいく必要があり、さらなる発展にむけての推進体制を構築していく必要がある。

IV. 今後の同和問題啓発事業及び人権相談の方向

1 啓発事業

- (1) すべての職員は市民啓発のリーダーとして、同和問題をはじめ人権問題を自らの課題としてとらえ、人権意識を高めていく必要がある。

日常業務すべてが人権にかかわっているという意識付けや自らが学ぶ意欲がもてるような職員研修を創意工夫して実施していく。

また、職場研修についても、主体的に取り組んでいけるよう職場研修員研修等の内容等も含め充実を図っていく。

- (2) フィールドワーク、対話型研修、当事者の思いを知るなどの研修の中で、自らの意識に気づき、考え、学習し、行動へとつながっていくことから、参加体験型の啓発活動をより一層取り入れていく。

- (3) 同和問題、他の人権問題の啓発活動を推進していくには、市民の中に多くの啓発リーダー、指導者の育成を図ることが重要である。

現在、実施している人権啓発リーダー養成講座（あいあい講座）の一層の充実を図るとともに、講座修了者による人権啓発推進委員連絡会への活動を支援していく。また、人権を守る市民の会をはじめ、人権啓発に関する諸団体との協力、連携を深め、草の根人権啓発の展開や、啓発を推進する人材育成をより一層図る取り組みを進めていく。

- (4) 企業や団体等における人権啓発活動の充実をはかるためには、従来からの泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会との連携や支援を一層すすめるとともに、企業、団体等が実施する啓発活動を促進させるような働きかけと合わせて、教材、ビデオ、図書等や講演会、イベント等の情報提供を図っていく。また、医療機関や福祉施設・介護保険事業者連絡会などに啓発活動の浸透を図っていく。

- (5) 地域における人権啓発活動の推進をはかるため、人権問題町別懇談会をより一層充実したものとする。

また、人権を守る市民の会地区委員活動をより充実、拡大していくための支援を図っていく。

- (6) 市民や企業・団体等の自発的な学習を推進するため、研修の体系的なカリキュ

ラム、プログラムの整備、「学習」「研修」のための相談窓口の設置、講師派遣の取り組みや教育の分野で取り組む予定である市民向け「出前講座」等の周知を実施していく。

さらに、生活実態、市民意識の状況、差別事象等を啓発活動に取り入れることが重要であることから、調査、研究、分析、教材化にむけた取り組みも必要である。

- (7) 同和問題に関する正しい理解や認識を深めていくうえで、情報の収集、提供は大切である。広報紙、ケーブルテレビやインターネットなどの媒体の一層の活用を図るとともに、市民の声、意見等の把握に努める。

また、啓発視聴覚ライブラリーの活用を促進するための情報提供を図るとともに、多くの市民が参加できる講演会、イベント、集会等の開催に努め、あわせて、他団体等が実施する取り組み等への参加が促進されるよう情報提供やしくみづくりに取り組む。

- (8) 差別意識の解消にむけては、地域における交流やまちづくりの協働活動などを通して、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことが必要である。このため、人権文化センター、保育所、青少年施設、老人福祉施設、体育施設等での文化、福祉、教育、スポーツ等の取り組みを通じて地区内外の人々との交流を推進する。

- (9) 同和問題を利用して、利権を得ようとするえせ同和行為に対しては、適切な対応がはかれるよう啓発に努めるとともに、同和問題の解決に向け、市民の差別意識や偏見の解消をはかる啓発活動に一層取り組んでいく。

- (10) 土地取引における差別の解消にむけては、忌避意識をなくすため、地域での交流やまちづくりの協働活動を通しての人間関係づくりを進めると同時に、同和問題に関する教育、啓発による人権意識の高揚を図っていく。

また、宅地建物取引に関する差別事象を取り上げてのカリキュラム、教材の作成や効果的な啓発手法を検討のうえ、啓発に活用していく。

2 人権相談

(1) 身近な人権相談窓口の整備及び人材の育成

人権侵害に際し、当事者が解決のための手だてを主体的に選択でき、身近で安心される相談窓口の整備を図る。また、相談に携わる人材について、さまざまな人権擁護制

度の内容、個人情報の保護に関する知識等さまざまな研修を行なうとともに、応接や面接に関する技法の習得など計画的にその専門性を高める。

(2) 人権相談活動のネットワークの構築

行政機関をはじめ、人権協会、NPO等さまざまな相談機関によるネットワーク体制の整備、充実を図っていく。

人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民に対して、迅速かつ適切な助言や人権擁護に関するさまざまな情報提供などを行なうことができる総合的な人権相談システムの構築を図る。

(3) 相談を通じた人権侵害等の実態把握と人権施策の効果的な推進

行政機関をはじめ、人権協会・NPO等さまざまな相談機関からの相談事例の集約システムの確立を図り、人権侵害の実態の把握に努める。

また、相談事例の集約を通じて人権問題に関する実情や課題を的確に把握し、今後の施策上の課題を明らかにし、人権施策の効果的な推進を図る。

V. おわりに

本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針」(改訂)に基づく今後の本市の人権啓発、相談施策のための指針となるものである。

施策の推進にあたっては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「大阪府人権施策推進基本方針」を踏まえるとともに、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の精神や、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」の基本理念等の具体化にむけて取り組んでいく。

また、関連する審議会答申や計画等の改変や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて適宜、見直しを行うものとする。

教

育

I. 推進プラン策定にあたって

本市の同和教育行政は、日本国憲法、同和対策審議会答申はもとより、大阪府や泉佐野市の「人権教育基本方針」等に基づき、すべての教育活動を通じて、差別をしない、差別を許さない児童生徒の育成に努めてきたところであるが、まだまだ克服しなければならない課題がある。

また、地対財特法の期限とも絡み、いろいろな面で転換期を迎えている今日、これまでの同和教育の成果を踏まえ、新たな展開が必要である。

さらに、国際的な人権尊重の潮流や、国際化・情報化などの教育をめぐる社会情勢の変化も踏まえ、これからの21世紀を展望しつつ、その成果が人権に関するあらゆる問題の解決につながるよう、新たな同和教育をはじめとする人権教育を確立する必要がある。

このような観点から、本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に示された今後の施策の基本目標「部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、同和地区内外の住民が一体となったコミュニティの形成を図ることである。そのためには、市民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備、同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた総合相談機能の充実等の諸条件の整備、同和地区内外の住民の交流を図るための地域交流事業等を促進するため地区内施設の積極的活用等の諸条件の整備が必要である」や、第3次泉佐野市総合計画「ひとが集い まちが輝く 世界の迎都・泉佐野」がめざす「すべての人が輝く社会」を実現するため、今後の同和教育行政の基本的な考え方及び具体的施策の方向を示すものである。

Ⅱ.教育プランの推進にあたって

これまでの同和教育は一定の成果をあげてきたが、差別意識に関しては解消の方向に向けて進んでいるものの、依然として存在しており、その解消にむけて引き続き積極的に推進していかなければならない。また、学力保障の面では、特に高校等における中途退学の問題や大学進学率の較差の問題があり、豊かな生き方の選択とその実現を図るために、今後とも取組まねばならない。

そして、今日、深刻な社会問題になっているいじめや不登校の問題、高齢化や少子化、受験競争の激化、若者の労働観の変化、生涯学習ニーズの高まり、さらには、国際化や情報化への対応など、子どもと教育を取り巻く環境は大きく変化し、新たな局面を迎えている。今後の同和教育をはじめとする人権教育は、これら社会情勢の変化を十分踏まえたものでなければならない。

また、「子どもの権利条約」は、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」としてとらえ、「子どもの最善の利益」を保護することを求めている。これからの教育は、この趣旨を踏まえ、21世紀の人権文化創造の担い手として子どもたちを育むことが重要である。

学校教育は生涯教育の基礎を培うものであり、子どもたちの自己実現を総合的に支援する場といえる。そのためには、豊かな人間性、正義感、他人を思いやる心など、時代を越えて変わらない価値のあるものを大切にしていける必要がある。

本市は、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」において、「差別が現存するかぎり、同和问题解決のための施策の推進に努める必要がある」とする基本認識を示した。これからの同和教育施策の推進にあたっては、これらの趣旨を踏まえるとともに、第3次泉佐野市総合計画に則り、人権尊重を基本理念とした「国際人権都市の実現、生涯学習環境や学校教育の充実、男女共同参画社会づくりやコミュニティ活動の促進」など、総合的かつ有機的に推進していくものとする。

Ⅲ.基本視点

1. 人権文化の創造

今や世界は、人権の視点を抜きにして、様々な社会問題の解決はありえないという状況にある。あらゆる社会層の人びとが、あらゆる機会を通して、人権について学び、人権を尊重する態度を培いながら人権文化を世界中に広げ、人権と共生の社会を築いていかなければならない。

日本においても、「世界人権宣言」の精神を踏まえ、「人種差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」等、国際人権諸条約の趣旨の具体化を進め、同和問題をはじめ、すべての人びとの基本的人権の擁護を基本とした様々な人権問題の解決にむけた取組みが不可欠となっている。

本市においては、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の目標達成にむけ、必要な施策の推進を積極的に図るとともに、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」や「泉佐野市人権教育基本方針」の具現化を進めなければならない。

21世紀を担う子どもたちには、すべての人びとが互いに違いを認め合いながら共に生きる「共生」の視点に立ち、差別意識の解消を図り、人権文化を創造していくことに努める。

そのため、これまでの同和教育の実践による蓄積をもとに、すべての学校において、同和教育をはじめとする人権教育をさらに充実させなければならない。また、学校行事やPTA活動等に人権教育を浸透させ、保護者を通じての家庭や地域社会への広がりも視点に置いた、人権文化を創造していくための教育の確立に努めなければならない。

2. 人権尊重の視点に立った生涯学習の推進

生涯学習は、人権の尊重を基本とし、すべてのひとが人間の評価の多元性や個性の多様性を認め合いながら変動する社会に対応することにより、こころ豊かな生活を送ることができ、自らの人生に意味を持ちつづけることにつながるものである。

本市では、市民憲章によるまちづくり・ひとづくりを基本理念とした「生涯学習基本計画」、すべてのひとが輝く社会実現を明記した「泉佐野市総合計画」を策定しており、「あらゆる人権尊重の精神」を基本に「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる社会づくりが重要だと位置づけている。

同和問題の解決に向けた生涯学習の推進については、すべての市民を対象に、人権

尊重の視点に立ち積極的に推進していく。

また、生涯学習関連施設を活用し、多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供するなど同和地区住民の自己学習能力の向上を図っていく。

さらに、同和地区内の生涯学習関連施設を核として、同和地区内外の住民の相互交流、相互理解を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりに努める。

3. 人権尊重の視点に立った学校教育の推進

学校教育等における、これまでの同和教育の成果は一定評価されるものの、部落問題をはじめ、障害者、女性、外国人等に対する差別意識や偏見が今なお残っている現状を踏まえるとともに、差別意識の解消にむけ、学校教育の果たすべき役割は非常に大きいという認識に立ち、人権尊重の視点を重視した教育を推進しなければならない。

また、昨今の「いじめ問題」や「ナイフ等による殺傷事件」など、生命の尊さが軽視される傾向やその他様々な社会情勢を視野に入れた人権教育が必要である。さらに、本市の場合は、関西国際空港に臨む世界の玄関都市にふさわしい国際理解教育の推進が求められている。

一方、2000（平成12）年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「実態等調査」という。）結果などに示されている進学率や中途退学などの課題を踏まえ、高校・大学等への進学をはじめ多様な進路選択を可能とする学力の向上と進路の保障に努めることが重要である。なお、解放奨学金制度の終了に伴い、経済的な理由で進学を断念することのないよう施策の充実に努めなければならない。

4. 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもたちをめぐる今日の社会情勢の変化は、非常に難しい課題を抱えている。核家族化や少子化、さらに都市化や情報化等が進み、異年齢間の遊びを中心とした交流が極めて少なくなったこと、また、自然体験や社会体験の不足も否めない状況にある。そのような中で自己中心主義が蔓延、また、地域社会の共同体意識も希薄となり、地域の大人たちの子どもへのかかわりも少なくなっている。

これらの課題の克服にむけ、また、学校週5日制への対応も踏まえ、学校・家庭・地域社会の総合的教育力を再構築し、子どもにかかわる教育全体の力を引き上げるために、中学校区単位に地域教育協議会を設置し、地域社会において様々な取組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援し、子どもたちに「生きる力」を育むことに努める。

そのためには、学校においては、基本的人権尊重の視点に立って、個性・生命・人権を尊ぶ教育を推進し、家庭においては、基本的な生活習慣をはじめ、自己学習力を養い、地域社会においては、遊びや交流を通じ、思いやりや協力・協調の態度等の社会性を育てることと、人権感覚を育むための子育て支援など、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を担い、相互に有機的に連携することが不可欠である。

特に、学校の教育活動では、地域の人材や施設を有効に活用するとともに、参加体験型の授業方法の促進を図らなければならない。

また、同和地区における保護者に対する総合的な相談機能の強化や情報提供の充実、地域の保護者組織の活動等への支援など、子育てに対する多様な支援体制の整備・充実に努める。

IV. 具体的施策の方向

【学校教育】

すべての子どもたちの実態に即して、綿密で合理的な指導計画を立てるとともに、個に応じた多様な教育の展開を図るため、指導方法の一層の工夫や改善に努める。そして、生涯学習を視野に入れながら、子どもたちに学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、目的意識を持ち、多様な進路選択を可能とする学力の向上と進路の保障に努める。

また、家庭や地域の関係諸機関との連携を密にし、すべての学校において、同和問題をはじめ在日外国人問題、障害者問題、男女平等の問題等、様々な人権問題を正しく理解させるとともに、その基盤となる人権意識の育成に努める。

1. 学力の向上

(1) 学習指導方法の工夫・改善

すべての子どもたちに基礎・基本を身につけさせるとともに、その個性を伸ばすことによって、多様な進路選択を可能とする学力の向上を図るための方策を検討する。

学習指導方法の工夫・改善を図るため、授業のあり方の研究や教材開発に努め、学校における取組みを進める。

また、個々の子どもの状況を的確に把握し、必要に応じて補充学習や個別指導を行うなど、学習指導の一層の充実に努める。

(2) 家庭・地域の教育力の向上と支援

学力向上のためには、学校における学習活動が基本であるが、家庭学習も大切である。子どもたちに家庭での自学自習の習慣を身につけさせるため、家族の会話や読書の機会を増やすなど、家庭・地域における学習環境づくりに努め、施設等のネットワークによって家庭・地域の教育力を高める支援が必要である。

このことを踏まえ、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、子育てのあり方について研究を深めるとともに、総合的な子育て支援に関する取組みを進める。

(3) 教職員の配置と有効活用

これまで同和問題をはじめ、様々な教育課題の解決を図る観点から、国や大阪府の制度を活用し、教職員の定数措置を行ってきたところである。

今後は、これまでの取組みの成果が損なわれることのないよう、すべての児童・生

徒の教育課題の把握に努め、国制度を最大限活用する中で、基礎学力の向上を図るため、少人数授業などきめ細かな学習指導対応や特別な配慮が必要な子どもへの学習指導、生徒指導及び進路指導への対応を図り、様々な教育課題を有する学校や子どもの実態を踏まえた教職員の配置に努める。

2.進路の保障

(1)進路指導の充実

進路指導にあたっては、一人ひとりの適正や個性に応じて、多様な進路選択を可能とする学力の育成に努める。

また、子どもたちが希望と目標意識を持ち、これからの生き方につながる主体的な進路選択ができるよう十分な情報提供をするとともに、職業体験学習等を通して豊かな職業観を培う。

特に、就職を希望する生徒については、関係機関との連携を密にして、総合的な職業相談を実施するとともに、生涯学習の観点に立って、働きながら学んでいくことの大切さについて指導する必要がある。

さらに、差別選考の根絶にむけ、採用選考試験を受けるにあたっては、「統一応募用紙」の趣旨及び「受験報告書」の記入の徹底を図る。

卒業後の進路状況については、進路指導体制を整え、高校をはじめ関係機関との連携によって、その実態把握に努め、中学校における進路指導の改善・充実に資するとともに、高校中退などの防止に努める。

また、「実態等調査」結果などをふまえ、特に若年層の進路選択にあたっては、進路選択支援事業と地域就労支援事業との有機的・効果的な連携に努める。

(2)奨学金

解放奨学金制度の終了に伴い、一般対策の奨学金を積極的に活用するため、各種奨学金制度の内容や手続き面に関する学校での指導を充実させなければならない。

また、進路選択にあたっての様々な相談に応じることを目的とした「要支援生徒に係る進路選択支援モデル事業」の充実に努める。

3.不登校対策の充実

現在の学校教育において、不登校問題は緊急かつ重要な課題である。様々な要因によって、不登校の様態にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、社会復帰や学校復帰への支援を行うことや、保護者の子育てを支援することは大変重要である。

このことから、スクールカウンセラーや心の教室相談員などによる教育相談活動の充実を図ることや、家庭と学校の中間的居場所である適応指導教室「さわやかルーム」「シャイン」において、様々な体験活動を通して、人とのふれあいの中から豊かな心を育成する取組みを進める。また、関係諸機関等との連携を図るなど、不登校児童生徒への支援の充実に努める。

4.人権教育の充実と啓発の強化

(1)学校における同和教育をはじめとする人権教育の推進

差別意識解消にむけて教育の果たすべき役割の大きさや市民の人権意識の現状からみて、すべての学校において、今後とも、同和教育をはじめとする人権教育を一層推進する必要がある。なお、人権教育とは単に人権についての知識を教え学ぶことではない。学校教育全体が、子どもや保護者の人権を守るための砦とならなければならない。

このような視点に立ち、児童・生徒の感性をより豊かに育むとともに、人権問題にかかわって行動の起こせる力を育てる。

(2)教職員研修の充実

学校教育の担い手である教職員が、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解するとともに、自ら人権尊重の精神に徹し、児童・生徒に対して正しく指導できるよう、知識、技能等の一層の向上を図る。

特に、研修計画を立てるにあたっては、参加体験型の手法等、創意・工夫するとともに、できるだけ今日的課題を盛り込むよう努める。

(3)教材の作成

小・中学校においては、児童・生徒の興味を引き出せるよう、身近な出来事を題材にした教材の開発に留意しつつ、発達段階に応じた段階的・系統的な教材の整備をおこなう。特に、地域教材や視聴覚教材の開発を進める。

また、教材の開発にあたっては、参加体験型の学習を重視し、自ら気づき、態度・行動に結びつくようなスキルの習得をはじめ、さまざまな差別は解決可能であるという具体的展望を示すとともに、困難な問題に直面しても必ず乗り越えていける自信、いわゆる自尊感情を高め、主体的に判断する力を身につける、エンパワメントの支援につながる手法や内容を検討する。

(4)差別事象等への対応

各学校においては、人権教育のさらなる推進を図ることにより、子どもの豊かな人権感覚と差別を許さない態度を育み、部落差別をはじめとするあらゆる差別事象を起こさない環境の醸成に努める。

また、差別等を受けながら誰にも相談できないというケースもあることから、差別や人権侵害の発見・予防のため、教育相談体制の一層の充実、周知を図るとともに、差別事象が生じた際には、差別等を受けた子どもの人権擁護することを基本とし、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、背景・要因をはじめ事実関係を的確に分析し、関係機関等とも連携しながら、当事者への適切な対応を図り、その教育課題の解決に努める。

(5)同和教育をはじめとする人権教育研究校の委嘱等

同和教育をはじめとする人権教育のさらなる推進にむけて、先進的な研究実践を行う「人権教育研究校」を委嘱し、その取組みを支援するとともに、その研究成果をすべての学校に広げるよう努める。

(6)学校間の連携

同和教育をはじめとする人権教育を推進する上で、とりわけ中学校区を単位とした小・中学校の連携は不可欠である。今後は、これまでの中学校区人研をさらに充実するとともに、保育所や幼稚園も視野に入れた連携体制の確立に努める。

(7)人権教育研究団体への支援

「泉佐野市人権教育研究会」においては、幼稚園、小学校、中学校における実践的な同和教育をはじめとする人権教育の研究を深め、その研究成果の普及に努めているところであるが、当研究会との連携をさらに密にするとともに、その助成の充実に努める。

また、「泉佐野市在日外国人教育研究会」の取組みの支援にも努める。

(8)各学校における保護者への啓発

家庭や地域における人権教育の浸透にむけ、様々な機会を通しての保護者啓発が重要である。今後は、学校行事やPTA活動の中に、より人権の視点を盛り込んでいくよう努める。

【社会教育】

社会教育の施策については、市民一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ地域社会において人権問題を自らの課題として考え、その解決に向けてすべての市民の自立と自己実現が図れるよう、啓発や学習機会の提供、指導者の養成等を推進するよう努める。

1.社会教育施策での取組み

市民の学習活動が人権尊重の社会づくりの取組みにつながるよう、社会教育施設をはじめ人権関連施設等、生涯学習関連施設のネットワーク化を推進し、あらゆる人権問題の解決に向けて取組めるよう、人権及び人権問題に関する学習意欲を喚起し、自発的な学習活動を促進する啓発と、学習機会の充実に努める。

識字学級については、「差別によって奪われた文字を奪い返す」という原点を踏まえつつ、国際化・IT化等多様化するニーズに対応し、学習者の生活向上につながる学習を深めることをめざすとともに、より多くの方が新たに参加できるよう働きかけ、関係団体との連携・交流を深める。

2.啓発活動の推進

すべての市民に豊かな人権感覚を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる力を育成していくために、社会教育施設における啓発活動の充実に努める。

また、市PTAをはじめとする社会教育関係団体に対する啓発活動を推進するとともに、自主的な啓発活動を支援し、助言・指導に努める。

3.施設の連携と活用

社会教育施設については、既存施設の連携をより一層密にし、社会教育事業の積極的な推進に努める。

青少年会館については、大阪府「青少年会館のあり方検討会」の報告を踏まえ、地域の青少年の居場所づくりを積極的に進めながら青少年のニーズにあった取組みを推進し、これまでの「地区青少年施設」から人権尊重の精神を受けつぎ中学校区を視野に入れた「地域青少年健全育成施設」へと転換し充実に努める。

V.おわりに

本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に基づく今後の同和教育施策推進のための指針となるものである。

施策の推進にあたっては、「地対協意見具申」「大阪府同和対策審議会答申」を踏まえて、「泉佐野市第3次総合計画」「泉佐野市人権教育基本方針」と整合性を図っていく。

また、本プランは関連する審議会答申や計画の改変及び社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

生 活 · 福 祉

I. 推進プラン策定にあたって

本市においては、同対審答申をはじめ、「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」をはじめ、大阪府同和地区総合福祉計画や泉佐野市福祉計画に基づき、多様な施策を展開してきた。また、「障害者福祉計画」や「第2期高齢者保健福祉計画」、「第2期介護保険事業計画」、「健康づくり推進実施計画」を策定したところである。

福祉行政の分野においては、地区住民の協力もあいまって一定の成果が見られるものの、依然として残された課題が見られる。

2000（平成12）年度に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「実態等調査」という。）の結果から見ると、同和地区においては、人口の流動化により特に学歴の高い層や若年層が同和地区から転出し、低所得層、母子世帯、障害者など、自立支援を必要とする人が同和地区に來住する傾向が見られる。

本プランは、このような同和地区の現状を踏まえ、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に基づき、人権尊重を基本とした今後の泉佐野市における福祉施策の推進方向を定めるものである。

Ⅱ. 基本認識

本市の同和地区における保健医療福祉施策については、国の同和対策審議会答申をはじめとする同和対策関係法令や大阪府同和地区総合福祉計画にのっとるとともに、本市が1992（平成4）年に策定した泉佐野市福祉計画においても同和行政の視点を示しながら、様々な施策を実施してきたところである。

その結果、健康状態の改善や生活水準の向上など改善されたものもあり一定の成果が見られる。

しかし、高齢者世帯の割合が高く、また、生活保護受給期間10年以上の割合も高い状況であり、依然として残された課題があるといえる。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限切れとなり、このような状況の中で、同和地区における保健・医療・福祉施策の今後の方向を見定め、一般施策の有効かつ適切な活用を基本としながら各種施策を推進していく必要がある。

1 人権が尊重される福祉社会の創出

今日の「福祉」は、一部の恵まれない人のための施策でなく、「だれでも」「いつでも」「どこでも」受けられる施策へと変化している。また、社会福祉基礎構造改革の推進により、恩恵的意味合いが強かった「従来の福祉」から権利としての「新しい福祉」へと福祉の姿が変わりつつある。

こうした現状を踏まえ、高齢者や障害者が自らの意思でサービスを選択し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、また、積極的に社会活動に参加できるように、ノーマライゼーションの理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自己実現ができる福祉社会づくりを進めていかなければならない。

2 地域住民と共につくる福祉社会

同和地区内では、高齢者や障害者等により組織された各種団体が、活発な活動を展開し、地区内の老人福祉施設や人権文化センター等の運営に大きな役割を果たしてきた。

また、小地域ネットワーク活動をはじめ、地域のさまざまな組織やボランティアによる自主的な活動も活発になってきている。

これからも、これらの団体や地域ボランティアを含むNPO法人、社会福祉法人や自主的活動を行なう地域住民と行政が、さまざまな事態に備えた総合的なセーフティ

ネットを築いて行くことが、福祉のまちづくりを進めるうえで重要となってくる。

3 自立支援のための施策推進

同和地区がさらに住みよい地域社会として発展していくために、高齢者、障害者、母子・父子家庭等をはじめ、あらゆる個人の人権が尊重され、社会参加の促進や自立した生活を送るための基盤となる地域就労支援事業などを推進していく必要がある。

また、人権協会や地域のNPO法人等民間団体と協働しながら、地域の実情に応じた地域福祉計画づくりに取り組むなど、保健・医療・福祉施策の一層の連携により、高齢者や障害者をはじめ全ての住民が住み慣れた地域で自立した生活が可能となる福祉のまちづくりを推進していかなければならない。

4 保健・医療サービスの充実

「実態等調査」では、健康づくりに対する関心が高く、又、基本健康診査の結果からみると、コレステロールや肝機能、肥満等健康指標の一部に課題がうかがえる。

したがって、こういった健康指標の向上と共に、痴呆や寝たきりにならない「健康寿命の延伸」や壮年期・中年期のいわゆる「若年死亡」の減少等をめざし、日常生活に健康の視点を取り入れて生活習慣病を予防し、「自らの健康は自らが守る」という一次予防を重視した健康意識の高揚を図ると共に、受診率を向上し、早期発見、早期治療、事後予防することにより、健康水準を更に高めていく必要がある。

また、地域医療機関とも十分連携協力し、保健事業を効果的に推進していかなければならない。

Ⅲ. 今後の施策の推進方向

1 相談体制の整備

近年の同和地区における状況は、住民の転出入が多く、特に学歴の高い層や若年層が同和地区から転出し、低所得層、母子世帯、障害者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人々が同和地区に來住している動向がみられる。

一方、保健・福祉サービスを受ける等、多様な相談を受けるに際し、具体的に困った状況を見てみると、「どこに相談していいのかわからなかった」、「どこまで応援してくれるのかわからなかった」、「何をしてくれるのかわからなかった」など、サービスを受けるに際しての不安が多くみられた。

このようなことから、行政上の施策等による支援を必要とする人々の生活としての福祉、教育、就労、環境等の課題は、相談活動を通じ、発見・対応していくことが重要である。

地対財特法失効後は一般施策の活用、創造を図り、同和問題の解決を図るという視点からも、様々な相談のサービスを同和地区住民に定着させていくために、一般施策を住民自らが十分に活用し得るような総合的な取り組みとして、きめ細かな情報の提供や人権協会との協働による相談体制の整備、継続的フォローアップを図る体制の整備は不可欠である。

(1) 総合生活相談体制の整備

① 総合生活相談事業

一般施策を住民自らが十分に活用できるよう、きめ細やかな情報提供やアウトリーチ活動による要支援者の発見、総合的な相談窓口の整備、継続的なフォローアップなどを実施するため、人権文化センター、人権協会など公民の協働による総合生活相談事業を実施する。

また、地域の課題やニーズ等を的確に把握するため、人権協会・NPO等との協働による当事者の視点に立った相談が行なえるように、新たなネットワークづくりを全市的に進めていく。

② 総合生活相談事業と各種相談事業・機関との連携

総合生活相談事業では、一人で複数の生活課題を抱える要支援者に対し、コーディネート機能を発揮していくことが求められることから、各種の専門的支援事業や関係機関との連携を図り課題の解決を図っていく必要がある。

具体的には、①地域就労支援事業や人権ケースワーク事業、進路選択支援事業などの専門的支援事業、②行政機関、学校社会教育施設、民間サービス機関、

人権協会、NPO等の各種機関・団体、③地域子育て支援センター、障害者生活支援センター、精神障害者生活支援センター、在宅介護支援センターなどの対象者別相談事業実施機関、④老人福祉施設、診療所など地域施設などと連携を強化していく必要がある。

そのため、センターでの継続的相談援助事業における支援方策検討会(関係機関のネットワーク会議)を活用して地域での相談ネットワークの連携をより一層深めるとともに拡充を図るなどの強化を進めていくことができるよう努める。

個々人の抱える課題に適切に対応するため、これまでの在宅ケアケース会議については、本事業の保健・医療・福祉分野など多様な課題の専門的支援等を行なうための「在宅保健医療福祉サービス調整会議(在宅ケアサービス調整会議)」として位置付け、推進を図る。

また相談事例の集約と分析を通じて、地域の実情や課題を把握し、施策の推進に生かしていくことが重要である。

(2) 専門的支援事業、交流事業の展開

相談活動を通じ、要支援者を発見し、地域の課題やニーズ等を発見し、把握するには、総合生活相談のみならず幅広い機関、事業での取り組みが必要である。

また相談にくる人々は、交友関係が希薄である人が多い実態から、要支援者においては、日常生活の中で他者との深い関わりを持ちえる施設や事業の有効活用を図る中で相談、見守り、自立支援を行なっていく必要がある。

そのため、人権ケースワーク事業をはじめとした相談と対応できる専門的支援事業、行政機関、地域の施設などとも連携しながら、相談事業の機能をより一層充実していく。

2 地域福祉活動の育成と協働

生活の安心と幸せの実現のためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って、共に支えあい助け合うということが、必要不可欠である。

このため、地区内外の参加と協働を通じて、様々な福祉課題を地域の共通課題として捉えた「地域福祉計画」づくりに取り組んでいく。また、地区及びその周辺地域の人々と豊かなつながりを創出していくことが重要であり、既存の団体や、NPO、ボランティア等との新しい参加の場を創りだすことに努める。

3 高齢者施策の推進

(1) 介護保険制度の定着と推進

「実態等調査」からは、介護保険制度が始まって1ヶ月あまりに行われたもので、認定の申請比率については大阪府の平均を上回っているものの、「介護や援助が必要としている」と回答した人のうち、実際に介護を受けている人は、約6割～8割という調査結果からみても、制度が十分に定着したとはいえない状況が見受けられる。

この間、介護保険料をはじめとした介護保険にかかる相談にきめ細かく応えるために、地域で介護保険相談日を設けて制度の定着を図ってきたが、「制度が複雑でわかりにくい」という意見が多い調査結果から、今後も継続して地域における相談活動に取り組んでいく。

また介護認定については、市全体の認定比率に比べ、地域の認定比率は高い状況にあり、介護や支援を必要とする高齢者が多いことから、介護保険のサービスが適切に受けられるように、当事者の立場に立った相談や支援を行なっていく。

「実態等調査」からは、介護が必要となった時に希望する介護形態についての回答では、自宅での家族介護やホームヘルパーの介護を希望される方が約4割となっており、介護が必要となった場合においても可能な限り在宅生活が継続されるために、今後も地域の総合相談事業の活用や基幹型在宅介護支援センターや地域型在宅介護支援センター等の関係機関との連携を充実させていく。

(2) 介護予防を図るための福祉サービスの推進

「実態等調査」にある65歳以上の高齢者が一番望む配食サービスなどの幅広い高齢者を対象とした在宅生活を支える介護保険外サービスや、福祉サービスへのニーズで多い健康づくりと生きがいづくりについては、老人福祉施設等を活用するなどした健康・生きがいづくり事業等を、今後も引き続き実施し、可能な限り住みなれた地域や家庭において自立した日常生活が営めるよう支援に努める。

また、高齢者の孤独死等の事故防止や介護予防を図るため、人権文化センターにおいて介護予防教室等を開催するとともに、老人福祉施設を「高齢者のコミュニティの場」の拠点として、相談事業、地区内外を含む広域的な交流事業及び世代間交流事業等を推進し、また、自宅に引きこもりがちな高齢者を地域のさまざまな高齢者保健福祉事業に誘導するサポーターの養成を行い、元気高齢者や要介護者を含めた全ての高齢者の地域社会への参加・交流機会の確保や他者との豊かな関わりづくりを支援していく。

4 障害者施策の推進

(1) 地域における自立支援

「実態等調査」によると、家事サービスや外出の介助のニーズが高く、障害者自身の社会参加への意欲が高まっていることから、障害の特性や固有のニーズに的確に対応できるホームヘルプサービス(ガイドヘルプを含む)などの在宅福祉の充実に努める。

障害者福祉サービスに支援費制度が導入され、障害者自身の選択権が確立されることとなった。一方で各種障害者福祉サービスを利用するに際しての不安が多く見られることから、身体障害・知的障害・精神障害の各地域生活支援センターの周知徹底と利用の拡大を図るとともに、在宅の障害者、地域で生活する障害者等の日常生活の支援、相談等を通じて、在宅障害者の自立支援と社会参加の促進に努める。

(2) 啓発と交流の促進

日常生活の中で、障害者と障害のない者がともに育ち、支え合う関係を深めることにより、市民一人一人が命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを進めなければならない。

しかし、障害や障害者に対する無理解から、障害者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。障害者と障害のない者が相互に交流を深める機会の拡充を図り、障害者を取り巻く課題に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、障害者に対する差別意識や偏見などの解消に努めていく。

これまで「国際障害者年関連事業」として、社会見学・運動会・障害者の日パレード・交流会などの取り組みを進めてきたが、さらに市民的な広がりをもった取り組みとして継続し、啓発と交流の促進を図る。

5 子育て施策の推進

子育て中の親の多くが子育てに不安や悩みを抱え、ときには孤立化や児童虐待も招いていることなどから、子育て家庭が抱える負担感の軽減を図るために、家庭の子育て力を高める取り組みや、子育て支援策の充実などの子育て環境の整備を、地域をはじめとする社会全体で推進する。

(1) 母子家庭への自立支援

「実態等調査」によると、低所得者層が多く、「就職の斡旋」のニーズが高いため、雇用・就労の支援に取り組む必要がある。このようなことから、パソコン講習などの技能習得機会の提供に努めるとともに、労働関係各機関との連携強化を図り、技能、

資格取得に関する情報、各種事業等を活用した地域における就労自立支援体制の整備推進に努める。

また、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会では、大阪府からの受託により職業や情報の提供、各種講習会の開催など、就労面から母子家庭の母等の支援に当たる「就業・自立支援センター」を開設。又、「無料職業紹介所」も併設し、専門の相談員による就労相談や職業紹介を行っている。就業・自立支援センターと連携して相談支援体制の強化を図っていく。併せて、多様な保育サービスの推進に努め、それらの事業の活用により、母子家庭の母等の仕事と子育ての両立が図られるよう努める。

(2) 子育て支援

① 子育てに関する相談・情報提供機能の充実

子どもと家庭に関する相談において、専門的な調査、診断、助言等必要な援助を行ったり電話による相談を行うなど、専門的相談機関における相談体制の充実を図る。

また、育児不安等についての相談や地域の子育て支援の情報提供などを実施する地域子育て支援センター事業を保育所だけでなく、他の公共施設においても実施し、相談・情報提供の機能の充実を図る。

さらに、人権文化センター事業として強化型子育て相談事業を総合生活相談事業の中にメニュー化することにより身近な子育て相談窓口としての機能充実等を図っていく。

また、身近な子育て相談窓口としての保育所の機能充実等を図っていく。

② 地域における子育て支援の充実

近年、地域のつながりが希薄化していることなどから、地域において孤立している保護者と子どもを発見し、適切に対応する、いわゆる地域の「見守り」機能が、従来のようには期待できなくなっている。また、子育ての負担感や不安感が増大している今日、市内の各中学校区地域教育協議会（すこやかネット）の取り組みをはじめ、地域において多様な機関や住民が参加・連携・協働し、相談や情報提供、子育ての援助活動などの支援を行うことが必要であり、こうした取り組みを通じて、子育てを地域で支えるコミュニティづくりに結びつけていくことが期待されている。こうした中で、親同士、親と子などが交流する機会や場を設けることなどにより、親の仲間づくりへの支援が求められている。とりわけ、子育てサークルは、子育て仲間の存在によって育児不安が解消することや、子どもとの関わり方が自然に学べることから、その存在、活動が高く評価されており、今後、子育てサークルの立ち上げ、活動場所の確保等に対する支援を推進する。

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員組織（ファミリー・サ

ポート・センター)を設立し、育児の相互援助活動を行う、仕事と育児両立支援特別援助事業については、事業推進をはかり、地域での子育て支援の充実を図る。

また、障害児や難病を抱える子どもについては、地域で社会の一員として、自分らしく主体的に生きる力を高めること(エンパワメント)ができるよう、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が連携しながら、すべての子どもが共に学ぶ機会の拡充や、地域の療育体制の整備、在宅福祉サービスの充実による家族の介護負担の軽減、地域で共に育つ環境作りなどを推進する。

児童虐待については、児童に対する人権侵害であり、子どもの心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、発生の予防とともに、早期発見、早期対応を適切に行うことが極めて重要なことから、市行政、関係機関、施設等で組織する「泉佐野市子どもの虐待防止・障害児支援ネットワーク連絡会議」により児童虐待に取り組んでいるが、関係機関の協力関係をさらに強化し、児童虐待への対応力をさらに向上させることに努める。

6 福祉施設の有効活用

同和問題の速やかな解決と、地区住民の生活の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、老人福祉施設等の整備・運営に努めてきた。

さらに、老人福祉施設、人権文化センター、共同浴場等の地区内施設については、地区住民のみでなく、周辺地域の住民も対象とした施設であり、地区内外の交流を図るとともに、コミュニティー形成の場や世代間交流の場として有効活用を図る。

7 生活基盤の安定

「実態等調査」から、高齢者世帯の収入は、「年金・恩給」の占める割合が高くなっている。一方、国民年金未加入者の割合が増加しており、未加入理由として経済的理由や年金制度に対する否定的見解が高い割合となっている。また、生活保護受給世帯の割合は、前回調査と比べると若干ではあるが減少している。しかし、受給期間の10年以上の割合はほぼ倍増しており、類型別でみると高齢者世帯の割合が増加し、受給世帯の高齢化がみられる。

こういった実態から、老後の生活の安定を図るには、公的年金の果たす役割が大きくなっている。そこで国民年金未加入者の加入促進、保険料支払い困難な人の申請免除の勧奨を図り、年金受給権を確保するため、年金制度の啓発、年金相談の充実に努める。あわせて、生活保護受給者や生活困窮者の様々な問題に対応できるよう関係機関と連携をとりながら、適切な援助、相談、指導の充実に努める

8 健康づくり施策の推進

日常生活に健康の視点を取り入れて生活習慣病を予防する一次予防に視点をおいた健康づくりを推進するため、情報の提供や、健康教室を開催するなど啓発に努める。又、基本健康診査については、2001（平成13）年度から地域医療機関での個別健診を導入し、受診率の向上を図っているが、未受診者に対するPRを含め引き続き受診者の増を図ると共に健診後のフォローアップや保健指導の充実に努める。

各種がん検診についても、引き続き受診率の向上に努めていく。

又、健康づくりは、たとえばたばこ対策のように、個人とともに地域、社会が環境づくりとして取り組んでいくことも大切であり、健康づくり運動としてその気運を高めていく必要がある。

9 権利擁護の推進

これからの福祉施策は、社会的、経済的に困難な状況にある人々に対する支援や保護・救済はもとより、ニーズの多様化に伴う適切な対応が必要である。

泉佐野市社会福祉協議会が、住み慣れた地域での自立と社会参加の推進を図るために実施する事業の一つとして、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等が各種サービスを利用したくても、手続きが難しく、一人でできない等の方への支援事業として、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行なう「地域福祉権利擁護事業」に対し援助に努める。

IV. おわりに

本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に基づく同和地区における今後の福祉施策の推進のための指針となるものである。

施策の推進にあたっては、「地対協意見具申」を踏まえて「第3次泉佐野市総合計画」「障害者福祉計画」「第2期高齢者保健福祉計画」「第2期介護保険事業計画」「健康づくり推進実施計画」をはじめとする関連計画と整合性を図っていく。

また、本プランは、関連する審議会答申や計画の改変や社会経済情勢の変化に対応させるため、必要に応じて適宜見直しを行なうものとする。

保

育

I. 推進プラン策定にあたって

本市においては、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、同和問題解決のための諸般の施策を講じてきた。

保育行政の分野においても、厚生省児童家庭局母子福祉課長通知「同和保育について」及び「大阪府同和保育基本方針」に基づき、劣悪な生活環境の中で十分な養育が受けられない状況にあった同和地区の乳幼児の成長・発達を図るため、保育所を設置するなど、諸般の施策を推進してきた。

その結果、乳幼児が地域の保育所に入所できる条件が整備されるなど、育児環境は大きく改善された。

1984（昭和59）年2月「泉佐野市同和保育基本方針」を策定し、同和保育所のみでなく全市的な推進に努めてきた。

しかしながら、2000（平成12）年度に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「実態等調査」という。）結果では、進学率や中退問題、学力について地域で育成する社会的諸条件の整備、保護者の就労不安定化などの課題が明らかになった。

また、1994（平成6）年の「児童の権利に関する条約」の批准に伴い、これまで以上に一人ひとりの子どもの個性が尊重され、豊かな人間性が育まれ、適正な能力が発揮できるような保育の実践が求められてきた。そして、2002（平成14）年2月に大阪府は「人権保育基本方針」を策定した。

本プランはこのことを踏まえ、2003（平成15）年3月に策定した「泉佐野市人権保育基本方針」に基づき人権尊重を基本とした保育施策の推進方向を定めるものである。

Ⅱ．現状と課題

1 人権保育の推進

本市においては、「泉佐野市同和保育基本方針」に基づき、同和問題解決の視点から基本的人権を守り、豊かな人間性を育む保育の実践に努めてきた。

こうした中で、1990（平成2）年に国の保育所保育指針の改定においても「人権を大切に作る心を育てる」ことが保育目標に掲げられた。

1994（平成6）年には、わが国においても「子どもの権利条約」が批准され、子どもの人権尊重は国際的な大きな潮流となっており、これらを契機として、すべての保育所で人権を大切に作る保育の推進を積極的に図っている。

その結果、保育所職員に対する同和問題をはじめとする人権問題の研修が実施され、同和地区の保育所を中心に保護者や関係者の協力により、人権保育をめざした保育実践や研究も行われてきた。

また、市民の差別意識に関しては解消の方向に向けて進んでいるものの依然として存在しており、その解消に向けて引き続き積極的に推進するために同和問題をはじめとする人権を尊重する保育の一層の推進が必要である。

障害児や外国籍の子どもの保育についても、ノーマライゼーションや多文化共生の理念の実現に向けた取組みの充実が必要である。

今後は、子どもの権利条約や国連人権教育の10年など、国際的な取組みの一環として、人権保育としての同和保育の実践を生かして、国・府・市はもちろん、関係者が一丸となって、すべての保育所で人権文化の基礎を築く取組みが求められている。また、本市においては2003（平成15）年3月に「あらゆる人々が、あらゆる人々の生命を大切に作る心を持てる」を基本理念とした、「泉佐野市人権保育基本方針」を策定した。今後とも子どもを中心に据えた人権保育の推進に努める。

2 保育内容の充実

同和地区の保育所の保育内容を充実するため、家庭・地域の実情や個々の児童の特徴に応じてきめ細やかな指導・支援を行うことを目的とした「家庭支援推進保育事業」、また、就学後の学習の基礎となる能力の育成を図ることを目的に、家庭や児童に対して指導・支援を行うための「就学前教育推進事業」、さらに、乳幼児期から人権を大切に作る心を育てる保育をはじめ、家庭や地域の子育て機能の低下をふまえた子育て支援の一層の充実を図るためのさまざまな実践例を通じた保育内容の研究や教材開発等を行う「研究指定園事業」を実践してきた。加えて、世代間交流・異文化交流・子育て

て講座等を行う「保育所・地域活動事業」も実践してきているところである。

職員の資質向上についても、それぞれの専門性を充実するための職種別研修や人権保育障害児保育の研修を実施してきた。さらに、大阪府や、大阪保育子育て人権情報研究センターへの研修に積極的に参加し、保育内容の充実に努めてきた。

しかし、同和地区児童・生徒の進学率の格差や学力の課題が、「実態等調査」から明らかにされており、乳幼児からの課題も指摘され、高・中・小学校・幼稚園・保護者・地域や各関係機関と連携して、自立のための力を育てる基礎となる心身の発達が図れるよう、就学前教育としての保育内容の充実と、家庭における子育ての力を高める必要がある。

3 地域の多様なニーズへの対応

「実態等調査」からみられる課題として、親族との行き来や地域活動において積極的なかわり合いを示されなかったのが母子家庭であり、SOSを出したくても出せない人、出す相手がいなくて孤立無援の人たちへの支援が必要であることが明らかになった。このことから、孤立している保護者と子どもを発見する機能としての相談が重要となっており、そのため、地域に密着した相談体制の整備や地域のNPO等の活動との連携強化、地域の子育てサークル等への支援が必要であることから、本市では、2002（平成14）年度より、市内人権文化センターにおいて、①育児不安等についての相談指導、②子育てサークル等の育成・支援を行う総合生活相談事業としての強化型子育て相談事業を実施し、地域に根ざした地域支援事業を実施しているところである。

また、同和地区の保育所においては、地域の保護者の切実なニーズを反映して、乳児保育など多様な保育に積極的に取組まれてきた結果、「エンゼルプラン」を先取りした保育が実践されている。しかし、地区の子育て家庭のニーズも多様化しており、今後とも地域の保育ニーズを的確に踏まえた多様な保育が行われる必要がある。

核家族化や少子化・都市化により、孤立化・弱体化した家庭の養育を適切に支援、補完し、すべての子どもたちの健やかな成長を支えるため、子育ての悩みや不安を抱える家庭に対する総合的な相談、支援体制の充実が求められている。

保育所が地域に最も身近な、子育てに関する専門的なノウハウ・機能を持つ子育て支援機関として、これまでの成果を生かしてより一層積極的な活用が図られ、家庭保育を行っている保護者をはじめ、周辺地域を含めた子育て家庭を対象とした育児教室、育児講座、園庭開放、育児相談や一時的保育、子育て支援短期利用事業の実施などきめ細かい対応をすることにより、関係機関と連携して、地域全体の子育ての力を高めるためのコミュニティーセンター的役割を果たしていく必要がある。

4. 保育条件の整備

(1) 保育所施設、入所状況

同和地区保育所の建設年次は、1970（昭和45）年に2園、1973（昭和48）年に1園建設され現在に至っている。

この間、必要な改築・大規模修繕等の保育環境の整備に努めてきたが、今後とも施設の適切な管理と、計画的な修繕・改築に努めていく必要がある。

また、少子化が進むなか、定員充足率は減少してきており、集団保育の効果を高めるとともに、周辺地域との交流を深めることにより差別の解消を図る目的で、1園において1995（平成7）年度から地区外児童の入所を実施し、さらに2001（平成13）年度から他の2園についても実施されたところである。

今後とも、児童の保育条件の向上と効果的な保育所運営を確保するため、同和問題解決の視点に立って、地域の実態を踏まえながら、地域の子育て支援など新たな保育需要への対応を図っていく必要がある。

(2) 保育所運営

同和地区保育所における保育内容の充実を図るため、保育士配置基準の改善、看護師の配置、長時間保育の確保、保育用具の整備などを行い、さらに、同和保育の推進にあたっては、地域の実態に即し乳幼児の生活全般にわたる教育を行う必要があるので保育所職員を中心に保護者、地域社会、関係諸機関など、すべての関係者の協力を得ながら保育所での実践の蓄積、人材や設備を活用充実して、地域に根ざした保育所づくりに努めてきた。

国においても「エンゼルプラン」や「緊急保育対策5ヵ年事業」にみられるように、子育ての社会的支援のための一般施策の充実がなされてきているが、同和保育の取り組みは、特別な保育ではなく、これらを取捨するものであったと言える。

その結果、同和行政の積極的な取り組みと地域住民の努力により保育所や乳幼児を取り巻く状況は大きく改善された。

今後は、一般施策の積極的活用・民営化など、総合的な施策として、人権尊重と子育て支援を推進する保育所運営を実施しなければならない。

5 研修活動の充実

同和保育の研修については、地区児童の全人格的発達と人権の確立をめざし、職員においては、大阪府や大阪保育子育て人権情報研究センターの研修に参加してきた。

保護者においても、保護者組織の活動は同和保育に対しての大きな支援となってい

る。

今後は、「学力」問題など児童・生徒の自立の課題に対応した就学前教育としての保育内容の充実と「人権教育のための国連10年」の取組みの一環として、すべての保育所で人権文化を創造する担い手を育てうる保育カリキュラム、教材、保育技法の開発に向けた研修の充実を図る必要がある。

また、保育所において地域子育てを支援していくため、保育所職員を児童相談など地域の子育て支援を担う人材として育成していく必要がある。

Ⅲ 基本方針

全ての人は、生まれながらにして人格を持った人間として尊重され、生きる権利がある。

人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要である。

すべての子どもたちが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる環境の中で保障されることに配慮するとともに、総ての人が共に生きることができる社会こそがあたりまえであるというノーマライゼーションの理念に基づき、支援を要する子どもが自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう必要な地域のサービスに結びつけるという視点を持つことが必要である。

さらに、保育者の態度や感性が、子どもの成長に大きく影響することを十分認識し、保育者としての誇りを持ち、保育者自身の持てる力をより一層発揮することが必要であり、そのため、保育者の人権意識と保育技術の一層の向上を図ることが必要である。

施策の推進にあたっては、以下の点を基本視点とする。

1 児童の人権の確立に向けて

生命の大切さを重んじ、人を愛し人を信頼する心を育む保育、子どもが主体となって尊重され、お互いの人権が認めれる保育、子どもの特性や発達を大切にする保育をめざす。

2 人権教育のための国連10年と連携した人権保育の推進

「人権教育のための国連10年」の国際的取組みの一環として、同和問題をわが国の人権問題における重要な柱として捉え、すべての保育所で、人権文化創造の担い手を育てる保育を進める。

3 就学前教育の充実

住民の自立とかかわって、高等学校、大学の進学率の格差等、教育の課題は、就学前教育と家庭における子育てに対する支援の問題として、同和教育の大きな課題である。

乳幼児の「学力」と「自立」の力を高めるため、保育所、幼稚園、学校、家庭、地

域の連携を図り、学力保障の土台作りをめざして、保育内容の充実と家庭における子育てに対する積極的な支援を進めるよう努める。

4 子育て支援コミュニティの充実

家庭や地域の養育力、教育力の低下に対応し、地域社会全体で子育て支援する地域社会づくりを進めるため、保育所をはじめとする子育て関連施設や機関の連携、協力のネットワーク化を図るとともに、地域全体に子育てを地域で支える気運を高め、子育て支援コミュニティの充実をめざす。

5 保育所における子育て支援、地域に根ざした子育て支援

近年、子育てに関する不安感・負担感や子育ての孤立化などから、虐待や放任等不適切な養育が行われている事例がみられる。

保育所は、子育ての知識、経験、技術を蓄積しており、地域社会ときわめて身近な施設である。入所児童保護者だけでなく地域の子育て家庭の保護者に対しても、保育所は子育てのパートナーとして積極的に相談・助言などの活動を行い、保護者が子育てについて自ら気づき行動できるように支援することが大切である。

地域の子育て力が低下している中で、子どもたちの健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、その健やかな発達を図るため、保育所は地域社会の関係機関と連携しながら、地域の子育て家庭を支援する拠点としての役割を積極的に担っていくという視点から人権保育の推進を図っていく。

6 施設の積極的活用

今後の同和保育の推進にあたっては、これまでの人権保育、多様な保育、子育て支援といった「エンゼルプラン」の理念を先取りする成果を生かし「地対協意見具申」の今後の施策の基本的方向を踏まえて、あらゆる行政施策を同和問題解決の視点で積極的に活用して総合的な施策として実施するよう努める。

7 同和問題解決へ向けた交流の促進

「エンゼルプラン」の理念や人権保育の先取りとしての同和保育の実践を普及させるとともに、地区外住民の同和問題に関する理解を深めるため、同和問題解決の視点に立って、周辺地域との交流の促進に努める。

IV 施策の推進方向

1 人権保育の推進

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期である。この時期に一人ひとりの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることはその後の成長にとって極めて重要であり、子どもが1日の生活時間の大半を過ごす保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培う人権保育のなご一層の充実が求められている。このような視点に立って、すべての保育所で人権文化創造の担い手を育てる人権保育を積極的に推進する。

- 保育所において策定される保育計画において、同和保育、人権保育の視点が適切に反映されるよう、大阪保育子育て人権情報研究センターや専門家の協力を得て、カリキュラムや教材づくりを行う。
- 人権保育推進のための体制づくりを行う。
- 職員研修、保護者等への啓発を充実する。

2 保育内容の充実

一人ひとりの子どもの人格や個性を認め合う豊かな人間性を培うことを目標とし、自立の力を育むため、児童・生徒の学力の課題を踏まえた、就学前教育としての保育内容の充実を図る。

- 一人ひとりが生命をもったかけがいのない存在として、お互いの人権を尊重しあうことができる子どもを育てることが大切である。

子どもは、大人によって命を守られ、愛され信頼されることによって、人を愛し信頼していくようになることを踏まえ、人に対する愛情、信頼感、さらに自分が大切な存在であるとの思いを育み、すべての命に目をむけ、愛していける気持ちを育てる。

- 一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ子どもの能力、個性が発揮できることをふまえ、互いに認めあい支え合う仲間づくりを大切にする。すべての子どもが将来にわたって思いやりと、協調性に富み、お互いの人権を尊重しあえる人間として、またすべての人たちと共生できる力を育てる。
- 一人ひとりの発達や特性を大切に、特に家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな配慮の中で、情緒の安定を図り、基本的生活習慣、協調性、社会性のめばえやことばの発達などの確立を保障することが大切である。

一人ひとりの乳幼児の実態や発達課題を正しく把握し、学力の基礎となる力（人

と関わるなかで、違いを認め合える力・表現し考える力・自分を律する力・創りだす力)を培い、自分自身に意欲や誇りを持ち、持てる力を出し切る子どもの育成を図る。

- あらゆる場を通じて、同和問題、障害者、外国人などの人権問題について、正しい理解と認識を深めるなど必要な研鑽に努める。
- カリキュラムや教材の開発、情報収集・提供機能の充実、指導者の養成等や、保育にかかるさまざまな課題への対応と、地域の子育て支援の一層の充実を図るため、研究園を指定し、さまざまな実践例を通じた保育内容の研究と教材開発等を行う「研究指定園事業」を推進するとともに、家庭・地域の実情や個々の児童の特徴に応じてきめ細やかな指導・支援を行う「家庭支援推進保育事業」、就学後の学習の基礎となる能力の育成を図り、家庭や児童に対して指導・支援を行う「就学前教育推進事業」の充実に努める。
- 国際化・高齢化・情報化など、社会の変化への対応を踏まえ、各関係機関と連携し、保育内容や保育技術、教材の研究、研修について検討、研究する。
- 家庭の子育ての力を高めるため、保育者に対する総合的な育児相談などの強化型子育て支援事業を推進する。
- 保育所と地域、家庭、学校等との連携を強化する。

3 地域の多様なニーズへの対応

保護者ニーズに対応した低年齢児保育などの多様な保育や地域と連携した子育て支援を行い、保育所を地域の子育て支援のセンターとして整備する。

- 低年齢児保育、延長保育、年度途中入所、障害児保育などの実施にあたっては地域のニーズを踏まえて、サービス整備の充実に努力する。
- 保育所と地域、家庭、関係機関との連携により、地域の子育てを支援するため、これまでの取組みを強化充実して、子育て支援関係者のネットワーク化を図り、保育所を地域の子育て支援のセンターとしての役割が果たせるよう努力する。また、市内の各中学校区地域教育協議会（すこやかネット）に積極的に参加していく。
- 保育所職員を地域の子育て支援の担い手として必要な資質の向上を図るため、育児相談やカウンセリングに関する研修を行う。
- 保育所、子ども家庭センター、保険所、保健センターなどの関係機関を通じての子育て情報の提供を充実する。
- 育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、育児の相互援助活動を行う、仕事と育児両立支援特別援助事業についても、地域での子育て支援の充実のため、事業の推進を図る。

- 近年、子どもへの虐待、障害児及びその家庭をとりまく様々な問題など、早急な問題解決のための対応が求められており、これからの問題を解決するため、「泉佐野市子どもの虐待防止・障害児支援ネットワーク連絡会議」の充実を図る。

4 保育条件の整備

施設の整備については、多様な保育の充実や、地域の子育て支援に配慮した多機能化に留意するとともに、地域における今後の多様な保育需要が十分検討され、適切な保育体制が確保される必要がある。保育所の運営については、同和問題解決の視点に立って集団保育の効果を上げるため、また地区内外の交流を図るため、今後も地区外児童の入所を進める。

- 施設の老朽化に伴う、増改築、大規模修繕は、当該地域における今後の保育体制を十分検討し、多様な保育の充実や、地域の子育て支援に配慮した多機能化に留意して、計画的に行う。
- 地区内外の交流を図るとともに、集団保育の効果を上げるため、地域の実情を踏まえながら、保育所への地区外児童の入所を進める。
- 職員配備については、これまでの成果を踏まえながら、国・府の動向にも配慮しつつ、保育内容の充実や地域の多様なニーズへの対応が図れるよう、一般施策の積極的な活用を基本として、総合的に検討していく。

5 研究、研修活動の充実

すべての保育所において、同和問題をはじめとする人権を尊重する保育を推進するとともに、就学前教育としての保育内容の充実や地域の子育て支援を実施するため、保育所職員の研修の充実を図ると共に、研究活動を図っていく。

- 保育所職員の資質を向上させるため、計画的な研修の充実と研修資料や教材の充実に努める。また、指導者研修等の広域的研修の充実に努める。
- 同和問題、障害児（者）、外国人などの人権問題について、理解と認識を深めるため、市民への啓発に努める。

V おわりに

本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に基づく今後の本市の同和保育施策推進のための指針となるものである。

施策の推進にあたっては、「地対協意見具申」を踏まえて「第3次泉佐野市総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図っていく。

また、本プランは関連する審議会答申や計画の改変や社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

労働・産業・農業

I. 推進プラン策定にあたって

経済活動のグローバル化、IT化などによる産業・社会構造の変化、少子高齢社会の進行など、かつてない経済・社会基盤の改革への対応が遅れるなか、90年代のバブル崩壊後、既に10年余りの年月が経過したが、本格的な景気回復に至ることのないまま、経済状況は長期の停滞から抜け出せないでいる。

また、長引く不況のもと、企業倒産やリストラなどのために、全国で5%代後半という高い失業率を記録している。とりわけ大阪府における失業率は7%を超え、全国でも沖縄県に次いでワースト2位の状況を呈している。また、有効求人倍率も全国の0.7倍に対し、泉佐野公共職業安定所管内では、0.4倍であり、10人の求職者に対し、求人が4件という割合である〔2004（平成16）年1月現在〕。その中において、本市同和地区の失業率は、男女とも大阪府平均を上回っており、とりわけ、若年層、40歳代の男性の失業率が府平均を大きく上回っている。

2000（平成12）年4月の地方分権推進一括法施行による地方自治法改正により、機関委任事務が廃止され、府の事務として行われていた職業安定行政が、国の直接執行事務として一元化された。一方、雇用対策法の改正により、国及び府の事務とされていた雇用施策の分野において、「地方自治体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という努力規定が追加された。そこで、本市の雇用施策を総合的に推進するために、2003年5月に市長を本部長とする全庁的な推進体制として、「泉佐野市雇用施策推進本部」を設置した。

以上のことをふまえ、これまでの労働・産業・農業施策から、就職差別の撤廃、雇用の促進、職業の安定及び職業能力の開発、産業や農業の現状と課題を明らかにするとともに、今後の産業振興、雇用促進方策を明確にし、施策の展開が図られるよう基本方向を定めるものである。

Ⅱ. 商工業・農業の現状と課題

1. 商工業の現状と課題

2000（平成12）年度に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下「実態等調査」という。）の結果によると、全就業者総数に占める被雇用者の割合は70.2%、自営業主が16.7%、家族従業者が5.8%、会社等の役員が5.2%となっており、同じく産業別でみると、サービス業が25.8%、卸売・小売・飲食店が22.8%、製造業が18.3%、建設業が13.0%と続いている。昨今の厳しい経済情勢のもと、全般的に経営が厳しい状況にある。また、90年調査の結果を比較すると、建設業（土木を含む）が大幅に増加しているが、バブル経済崩壊後の長期化する不況の影響は、建設業において顕著である。

なお、製造業のなかでも、古くから地場産業として栄えてきた伸線業、故繊維業などは、産業構造の変化、輸入品の競合等により、厳しい状況にある。

課題としては、競争力をつけるために、IT活用による戦略、企業経営体質の改善、経営指導、金融の円滑化や若手経営者や後継者の育成、さらには起業・創業に対する総合的な支援が必要である。

2. 農業の現状と課題

2000（平成12）年の世界農業センサス調査結果によると、泉佐野市同和地区総農家数は13戸で、うち専業1戸、一種兼業0戸、二種兼業12戸であり、前回調査〔1995（平成7）年〕と比較すると、専業3戸、一種専業4戸の減少となっており、農業従事者の高齢化が進む中で、後継者不足とあいまって今後も農業経営を取り巻く環境は厳しい状況にある。

また、畜産業では、畜産農家数4戸、飼育頭数は乳用牛283頭・肉用牛12頭で2000（平成12）年の同調査結果と比較すると飼育頭数は減少傾向にあるものの、乳用牛は市全体の65%を占め、市の畜産の中核的存在である。

これらの調査結果等から、特に農業従事者の高齢化と担い手不足が課題として挙げられるが、今後も引き続き農協等の関係機関と連携して営農支援体制の充実・強化を図るとともに、都市近郊に立地する利点を活かして、農畜産物の主要な生産の場として、農業振興を図ることはもとより、農地が持つ緑地機能などの多面的機能を十分に発揮し、農業を通じた地域社会の活性化を図ることが重要である。

Ⅲ. 商工業・農業の基本方向

1. 経営基盤の強化

(1) 経営相談の充実

これまでの取り組みにより、地区産業の振興に一定の成果を上げてきたが、多くの事業所には小規模零細性や経営力の脆弱性がみられ、なお自立促進が必要である。そこで、経営体質の改善や、IT化等の今日的課題に対処するため、中小企業診断士及び弁護士による経営相談の充実・強化を図る。また、変化が激しい経済・経営状況に対応できるよう、関係機関と連携した経営相談の充実等を通じ、経営の支援に努める。

(2) 情報提供の充実

経営強化のため、国や府の各種助成施策に関する情報や、適切な融資情報等の提供をわかりやすく行うとともに、関係機関と連携し、企画・技術・経営管理等、各分野の情報収集・提供の充実に努める。

(3) 融資制度の活用

事業所の金融面での支援を行うため、大阪府の中小企業向け融資のあっせんを図り、経営基盤の強化に努める。また、経営の安定と振興を図るため、この融資制度を活用した場合の利子補給制度を引き続き実施する。

2. 農業従事者の高齢化・担い手不足への対応

農業従事者の高齢化、担い手不足が進む中で、その担い手の育成・確保に向け、後継者育成が進んでない農家や定年退職者等を対象とする技術・経営面に係る指導、支援の充実を図る必要がある。

そのため、農業改良普及センター、農協等の関係機関と十分に連携・協力して技術指導、経営支援の具体化に向けた取組みを推進し、新たな担い手の確保に努める。

また、適正な農地管理と地域における農業生産の継続が図られるよう、遊休農地の発生防止と解消を図る観点から農作業の共同化・受委託の推進を図る。

3. 収益性の高い農業の育成

販売農家を対象に、農業改良普及センター、農協等による経営指導を通じて、都市近郊の有利性を最大限に活かした収益性の高い農業の振興に向けて、営農支援体制の

充実・強化を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に努める。

4. 農業を通じた地域経済の活性化

農地が持つ交流・教育・福祉・レクリエーションなどの多目的機能に着目した農業教育、市民農園、観光農園などの地域の特色を活かした取組みを進めることにより、農家と都市住民との相互理解を深めるとともに、農業の振興及び地域の活性化を図る。

5. アメニティ畜産経営の推進

畜産については、都市化が進展するなかで、畜産経営環境保全に配慮しつつ、厳しい労働条件の改善を図るため、施設の近代化と管理労働の省力化の推進に努める。

IV. 雇用・就労をとりまく現状と課題

雇用・就労は、地域住民の自立と自己実現の達成を促進するうえで、根幹をなす課題である。この課題の解決に向けては、一義的には多様な進路選択ができる豊かな学力の向上が求められる。そのためには、自ら学ぶ意欲を持って学習に取り組むとともに、基礎的な職業能力や働くことの大切さなどを身につけさせるために、進路指導の充実や家庭・地域における教育力の向上を図る必要がある。

長引く不況のもと、企業倒産やリストラなどのため、雇用情勢を取り巻く環境には非常に厳しいものがあるが、特に、地区内の失業率は府平均を大きく上回っている。とりわけ、若年層及び40歳代の男性に失業者が多い。「実態等調査」の結果によると、勤労収入において、安定した就労を獲得した層と、高齢者・母子家庭・障害者などの社会的に弱い立場にある層や、不況の影響を強く受ける不安定な就労に就いている層との間で二極化が進んでいる。

2003（平成15）年度の国民生活白書によると、特に若年者に関しては、このまま雇用悪化が続くと、若者の職業能力は高まらず、経済全体の生産性を低下させると危惧しており、厚生労働省が中心になり、関係省庁と連携し、若年者就労支援方策の本格実施の方向性が打ち出されている。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会や関係機関と連携し、就職差別をなくすための施策にも鋭意取り組んできたが、就職差別につながる身元調査事象等も依然として予断を許されない状況がある。昨今の厳しい社会経済情勢のなか、また、厳しい雇用情勢のなかで、就職の機会均等の確保、求職者本人の適性や能力に応じた公正採用選考システムの確立が課題である。

V. 雇用・就労の基本方向

1. 就職差別の撤廃

同和地区住民の厳しい生活実態の状態のもとで、同対審答申が指摘し、同和問題の解決の根本的課題として、雇用・就労が位置づけられ、この間、安定就労を目指しての取り組みが進められてきた。1973（昭和48）年には、身元調査などによる就職差別撤廃の観点から、新規高卒者に対する「全国統一応募用紙」が作られ、この統一応募用紙の趣旨は、新規高卒者以外にも広がっていった。しかしながら、1998（平成10）年に身元調査差別事象が発覚したように、就職差別が存在すること、また、昨今の厳しい雇用情勢のなかで、不安定就労へと逆行しつつある。

このため、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会をはじめとした関係機関と連携し、企業が同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、差別のない公正採用をするよう、さらには、就職差別撤廃の社会的機運を高めるために、駅や大型商業施設で市民向け啓発を行うなど、積極的かつ効果的な啓発を行う。

2. 雇用施策の推進

今日の雇用情勢は、終身雇用や年功賃金制をはじめ、日本的経営の特徴であった雇用環境が大きく変化するとともに、長引く不況により、これまでにない非常に厳しい状況にある。雇用対策法の改正もふまえ、総合的・効果的な雇用施策を推進するため、市長を本部長とする「泉佐野市雇用施策推進本部」を設置し、雇用に関する諸課題について全庁的に取り組むこととした。

3. 地域就労支援事業の推進

(1) 地域就労支援事業とは

年齢、身体的機能、家族構成、出身地などにより、全ての人々が自ら持てる能力や個性を活かして希望する雇用・就労を実現できるとは限らない状況があり、働く意欲がありながら、様々な阻害要因により仕事に就けない就職困難者が前述のように存在する。また、若年層における学卒無業者も増える傾向にある。

地域就労支援事業は、就職困難者等の就労阻害要因を見いだし、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供し、阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図るとともに、関係機関が連携し、福祉施策をはじめとする既存施策も活用しながら、雇用・就労につなげていく事業であり、就労を通じ、意欲と能力に応じて生き生きと

働くことのできる社会の実現をめざすものである。

働くということは、全ての市民にとって、生活の安定のためだけでなく、社会人としての責任を自覚し、充実した人生を送るうえで、大変重要な意味を持っている。しかしながら、市民のなかには、いろんな理由があって限られた地域でしか職に就きにくい方や、ハローワークにも行けない方がいる。このように、働く意欲と希望がありながら、様々な阻害要因を抱えている方々の雇用・就労を、地域社会全体の力でお手伝いする「地域就労支援事業」を、2002（平成14）年度から実施しており、さらなる充実を図る。

（2）地域就労支援センター及びコーディネーター

相談窓口としては、市立生涯学習センター内人権協会事務局、泉佐野人権文化センター、下瓦屋人権文化センター、樫井人権文化センターの4か所に地域就労支援センターを設置し、それぞれ就労支援コーディネーターを配置し、就職困難者等の相談を受けている。コーディネーターは、ハローワークや（社）おおさか人材雇用開発センター、市の関係部局と調整したり、必要に応じ個別ケース検討会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成し、雇用・就労の実現に取り組むものであり、市としては、コーディネーターに対する情報提供のみならず、スキルアップの促進やバックアップにつとめる。

また、地域においては、総合生活相談事業を実施している3か所の人権文化センターをはじめ、青少年会館、人権協会、NPO等の身近な相談機関があり、相談者の雇用・就労の実現にむけて、連携を図りながら効果的な支援ができるよう取り組む。

（3）職業能力の開発・向上

地域就労支援事業において、職業生活に必要な知識や情報を提供する職業能力開発事業や、職業体験、求人情報フェア等の実施に努める。具体的には、パソコン講座を、習熟度のみならず障害の部位や程度、年齢層等といった多様なコース編成を用意するなど、あらゆる就職困難者等に対応できるよう努める。ホームヘルパー養成講座の実施にあたっては、参加しやすいよう条件整備に努めるとともに、新規講座の実施についても調査研究を実施する。なお、十分な職業感を持たない若年者等には、働くことへの動機付けを行い、適切な職業選択が行えるよう、人権文化センターや青少年会館、人権協会、NPO等と連携しつつ、就労支援フェアを実施する。また、府や高等職業技術専門校、A⁺ワーク創造館等が実施する、職業能力開発に関する各種情報の提供や職業相談の充実にも努める。

4. 就職困難者等に対する雇用施策の推進

(1) 若年層

地域就労支援事業に基づいて、若年層の就労阻害要因の除去・解消・解決を図るため、泉佐野市青年団協議会を中心に不安定な青年に責任意識の向上を促し、社会に通じる人材づくりを支援するため、それぞれ目的にあった就労セミナー及び職業相談を開催していく。特に、2003（平成15）年3月に開催した青年層を中心とした「就労フェア」は、市とNPO法人おおさか若者就労支援機構並びに社団法人おおさか人材雇用開発人権センター、泉佐野公共職業安定所の協力のもと実施した。

若年層の就労問題については、生活の基盤となる部分で重要な位置をしめているため、今後も、関係機関と連携を図りながら事業を推進していく。

(2) 中高年層

社会の高齢化が急速に進展する中で、中高年齢者の雇用を促進することが、重要課題になっているが、生きがいくくりを含めた就業意識や就業形態の多様化に対応した取り組みが必要である。IT化や産業構造、雇用形態の多様化等により、中高年齢層を取り巻く雇用情勢は、非常に厳しい状況であるが、その豊富な経験と能力を生かして、就労を通じた積極的な社会参加を行うことが必要である。しかしながら、中高年齢者の就労機会は非常に少ない。必要に応じて、地域就労支援事業で実施する職業能力開発事業やシルバー人材センターへの誘導を行うなどの支援を行う。

(3) 障害者

障害者がその適性に応じて働くことは、個人の社会的・経済的な自立を推進すること、また、自己実現、社会貢献といった観点からも重要であり、障害者の適性と能力に応じた多様な働く場が確保されるよう条件整備に努める必要がある。しかしながら、雇用をめぐる情勢が著しく悪化しているなかで、特に障害者個人の希望に応じた就労の場が確保されることが非常に困難な現状にある。そこで、障害者に特化した職業能力開発事業を実施するなど、地域就労支援事業の展開を図る。

また、障害者の職業的自立を実現させるため、就業面と生活面の支援を一体的に行う施設として、障害者就業・生活支援センターが必要であり、現在、泉州南障害保健福祉圏域（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）においては、未整備という状況であるが、本市において設置できるよう努める。

(4) 母子家庭の母等

「実態等調査」では、女性就労の雇用形態における臨時雇いの割合が、前回調査を

上回っており、男性に比べ、より厳しく不安定な就労状況がうかがえる。

とりわけ、増加割合が高くなっている母子家庭は、収入等について非常に厳しい状況に置かれており、離婚等により急激な生活環境の変化の中で、子育てを一人で担わなければならないという状況があり、生活上の制限が多いため、雇用・就労の機会が阻害されている。特に、乳幼児を抱えた母親は、働くうえでより困難な状況に置かれている。そのため、地域就労支援事業を活用し、自立就労に役立つ講習会の実施やセミナーの開催等、各種事業の充実を図る。

VI. おわりに

本プランは、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」に基づく今後の本市同和行政における、労働・産業・農業施策の推進のための指針となるものである。

本プランの推進により、就職差別の撤廃、雇用施策の推進及び職業能力の開発、商工業・農業の振興施策を図り、「豊かな生活」と「差別のない社会」の実現に努めることが必要である。

なお、施策の推進にあたっては、「泉佐野市第3次総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図っていくとともに、審議会答申や計画の改変、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて適宜、本プランの見直しを行うものとする。

住 宅 · 住 環 境

I. 推進プラン策定にあたって

本市の同和地区における住宅・住環境整備については、同和対策事業特別措置法施行後の積極的な事業の推進により大きく改善されてきたところである。

しかしながら、2000（平成12）年度に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」において明らかになったように、市営住宅の老朽化、住宅・道路・公園などのバリアフリー化への対応、また若年層の流出や市営住宅からの住み替え志向など新たな課題が生じている。

今後の事業推進にあたっては、これまで積み重ねてきた事業の成果を損なうことなく同和問題を人権問題の本質からとらえ、全ての人の人権を尊重していくという視点にたち、住宅・住環境の課題を解消するため周辺地域とのコミュニティ形成に配慮した総合的、計画的なまちづくりをおこなうための基本方向をとりまとめたものである。

Ⅱ 住宅・住環境の現状と課題

1 住宅の現状と課題

本市の同和地区においては、住宅地区改良事業や公営住宅建設事業を推進し、3地区で改良住宅120戸、公営住宅480戸の供給を行い、地区の生活環境の改善や居住の安定を図るうえで、一定の成果をあげてきた。

しかし、近年では、地区の一人当たりの居住面積については、持家・市営住宅とも、市全体の平均を上回っているものの、市営住宅については多くの住宅が昭和40年代に建設されたことに伴い、老朽化をはじめ浴室スペースの無い住戸が53%、住戸面積が29～39㎡の規模の住戸が34%となっている。また大半の住宅がバリアフリー化されていないことから高齢者（279人、入居者の約2割）、障害者が安心して生活できる環境でないことや駐車場の不備による違法駐車等の問題、市営住宅からの住み替え意向、若年層の地区外流出の進行がみられる。また市営住宅の入居についても、人々が安心して生活、交流し互いに支えあう活力あるまちづくりの観点から検討する必要がある。

このため、市営住宅については、適切な維持管理に努めるとともに、建替事業に際しては高齢者・障害者をはじめだれもが住みよい環境を創造するとともに、多様な住宅政策を視野にいたした検討を行うなど、課題に適切に対応する必要がある。

2 住環境の現状と課題

本市の同和地区においては、生活基盤である道路や公園の整備をはじめ、下水道の整備と水洗化の普及等、都市基盤の整備を推進するとともに、市営住宅の快適な住環境の形成と良好なコミュニティの形成を図るため、集会所や児童公園、緑地などの共同施設の設置を行い一定の成果をあげてきた。

しかし、道路や地区内施設のバリアフリー化、地区内施設やコミュニティ形成の場となる共同浴場等の活用が重要な課題となっている。さらに近年では災害に強いまちづくり、周辺地域とのコミュニティ形成、定住魅力のあるまちづくり、福祉のまちづくりなど、住環境に対するニーズが多様化している。

このため同和地区における住環境については、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、同和地区と周辺地域とのコミュニティ形成を図るため、総合的、計画的な住環境の整備に努める必要がある。

Ⅲ 基本方向

人々が生活を営むうえで基盤となる住宅・住環境の整備は、まちづくりのための重要な要素であり、また高齢化の進行、若年層の流出などにより、地域の活力低下が懸念されることから高齢者から若者まで誰もが安心して生活することができる定住魅力あるまちづくりを行うため、住宅・住環境の整備を総合的、計画的に推進する必要がある。

(1) 多様な住宅供給の促進

生活環境の多様化等に伴うさまざまな住宅に対応するために、多様な住宅供給を促進することが重要である。

- ① 家族構成の変化や生活水準の向上等に伴う住宅ニーズに対応するため、新たな住宅供給の検討を行い、多様な住宅供給に努める。
- ② 既存市営住宅のストックの有効活用を図るとともに適切な維持管理を行うことにより、良好なストックの形成と住環境の確保に努める。

(2) 定住魅力あるまちづくり

若者から高齢者までだれもが安心して生活でき、心のふれあいのある定住魅力ある住環境の形成を図るため良好な都市環境の創造に努める。

- ① 樹木の植栽と維持管理を適切に行い、緑あふれる魅力ある景観の形成を図るとともに、公園、集会所などのコミュニティ施設の適切な維持管理を行い、日常的な住民の交流促進に努める。
- ② 駐車場については、市営住宅建替事業等での検討を含め、まちづくりの一環として計画的な整備と適切な維持管理に努める。
- ③ 市営住宅建替事業に際しては余剰地等を生み出すことにより、多様な住宅供給の推進に努める。

(3) 福祉の住まいとまちづくり

だれもが安全で生きがいを持って生活できるまちづくりを目指して、福祉施策と連携し、高齢者や障害者にやさしい住宅の供給を図るとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づいて、住宅・住環境の整備を進める。

- ① 「大阪府福祉のまちづくり条例」の主旨に沿って、高齢者や障害者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを進める。
- ② 市営住宅の建替に際しては、段差解消や浴室・便所の手摺設置、エレベーター

の設置、通路等住宅全体についてバリアフリーの検討を行う。また、住戸改善事業に際してもバリアフリー化に努める。

- ③ 道路や地区内施設の適切な維持管理に努めるとともにバリアフリー化を促進する。

(4) 災害に強い住まいとまちづくり

災害に強い住まいとまちづくりを目指すため、泉佐野市地域防災計画との整合性を図りながら都市基盤施設の整備や、住宅等の不燃化・耐震化に努める。

- ① 道路は災害時における避難路、災害発生時の建物への延焼遮断など防災面からも大きな役割をはたすため、整備と維持管理に務める。また都市公園については一時避難地としての機能を持たせるため整備、維持管理に努める。
- ② 耐火構造の市営住宅については、1981（昭和56）年の建築基準法の改正による「新耐震基準」以前に建設されたものについて、構造等を勘案しながら必要に応じて耐震改修を行うなど、耐震性の向上を図る。また、木造・簡易耐火造の市営住宅については建替を推進する。また持ち家の耐震診断・耐震改修の促進に努める。

(5) 周辺地域とのコミュニティ形成

周辺地域との交流促進を図るため、公園や地区内のコミュニティ施設の適切な維持管理に努めるとともに、周辺道路等の交通環境の維持・整備に努め、周辺地域とのコミュニティ形成を図るとともに、住民参加によるまちづくりの推進に努める。

- ① 周辺地域との調和のとれた良好な住環境を形成するため、第3次泉佐野市総合計画をはじめ、関係諸計画に基づき地域の個性を活かしたまちづくりを推進する。
- ② まちづくり協議会等への住民参加の取り組みを促進し、周辺地域も一体となった良好なコミュニティ形成を図るため、まちづくり協議会活動の支援に努める。
- ③ コミュニティ形成の場としての地区内施設のはたす役割が大きいことから整備、適切な維持管理に努める。
- ④ 良好な地域コミュニティ形成を促進し、住宅困窮の課題に対応するため、適切な入居システムの構築に努める。

IV おわりに

本推進プランは今後の同和地区における住宅・住環境整備事業の推進を図るための指針となるものであり、多様な住宅供給、福祉のまちづくり、定住魅力あるまちづくり、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに周辺地域とのコミュニティ形成に努める。

このため、地域におけるまちづくり活動を支援し、第3次泉佐野市総合計画をはじめ、関係諸計画との整合性を図りながら、長期的な視野でまちづくりを進める。

資 料

泉佐人同第 197号
平成16年1月21日

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
会 長 坂 井 尚 美 様

泉佐野市長 新田谷 修司

泉佐野市同和行政推進プランの改訂について（諮問）

泉佐野市同和行政推進プランを改訂するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 趣 旨

本市では、差別が現存する限り、同和問題解決のために同和行政を積極的に推進するということを市政の重点課題として施策を積極的に進めてまいりました。

平成14年には、平成12年度に実施されました「同和問題の解決に向けた実態等調査」の調査結果を踏まえ、貴審議会より「部落差別撤廃をはじめあらゆる差別をなくすため、市及び市民がめざすべき目標を定めた同和行政基本方針が必要と考える。」という答申をいただき、平成9年に策定した「泉佐野市同和行政基本方針」を改訂し、この方針のもと同和行政を推進してまいりました。

また、大阪府では、平成13年に「部落差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある」とした大阪府同和対策審議会の答申に基づく、同和問題解決のための各分野における施策の推進方向を示した「大阪府における今後の同和行政のあり方について」が平成14年に策定されました。

こうした状況を踏まえ、本市としましても、改訂されました「泉佐野市同和行政基本方針」を具体化し、今後の施策の基本理念や基本方向を明らかにするため、平成11年に策定しました「泉佐野市同和行政推進プラン」を改訂いたしたく、貴審議会に諮問いたします。

平成16年2月18日

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
会 長 坂 井 尚 美

泉佐野市同和行政推進プランの改訂について（答申）

平成16年1月21日付泉佐人同第197号で依頼のあった、「泉佐野市同和行政推進プランの改訂について」、本審議会は慎重に審議を続けてきたが、この程結論を得るに至ったので、別紙のとおり答申する。

市におかれては、本審議会の意見を尊重し同和問題解決のため、所要の施策を推進されとことを要望する。

1. はじめに

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会という。」）は、平成16年1月21日、新田谷修司市長より「泉佐野市同和行政推進プランの改訂について」諮問を受けた。

その諮問趣旨は、大阪府において平成13年9月に「部落差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある」とした大阪府同和对策審議会答申がだされたことを受け、平成14年に本審議会による「泉佐野市における今後の同和行政のあり方について」の答申に基づき改訂された「泉佐野市同和行政基本方針」を具体化し、今後の施策の基本理念や基本方向を明らかにする必要があるということである。

そのために、平成11年に策定された「泉佐野市同和行政推進プラン」の改訂について検討を求められた。

本審議会は、この諮問趣旨に応えるため、平成16年1月21日、2月9日に審議会を開催し、審議を進めてきた。

2. 検討経過

本審議会に提示された泉佐野市同和行政推進プラン改訂（案）について、次のとおりさまざまな観点からの意見、質問等がだされた。

- ・ 同和对策があらゆる差別を含んでの人権ということに変更したのか。
（基本的には、部落問題の解決に向けての推進プランの改訂ということです。）
- ・ 学校については、高等学校が入るのかどうか。たとえば高校進学した子の中途退学などの相談にのってあげるのか。
（基本的には義務教育、小中学校が中心だが、中途退学等の問題につきましては、高校とも連携しながら進めて生きたい。）
- ・ ながれが人権という言葉に変わっていくように感じられるので、部落差別をなくすために人権教育をするというように理解した。
- ・ 基本的には提案された改訂案で良いと思う。同和行政推進プランということで、同和という形で良いと思う。
- ・ 3ページの下の方の「今後の同和問題に対する」とあるのを「今後の同和問題解決に対する」という文章に訂正していただきたい。

- ・「自立支援」「社会参加」のイメージをきかせてもらいたい

（「自立支援」は、たとえば障害者の方が一人で地域で生活していただくのを、ガイドヘルパーなり、ホームヘルパーの派遣などによって支援していくということで、「社会参加」については、障害者や高齢者の方々が、老人福祉施設等に通っていただき、あらゆる機会を通じて一歩でも外に出ていただくという形で考えている。）

- ・障害者の方でも歩けない人とか、聾唖の人で電話に出られない人とかがあるので、「自立支援」をするには、どんなことが「自立支援」になるのかということ、このような計画を立てるときにわかって欲しい。

- ・基本方針等の名称変更は、たとえば、同和保育基本方針というのが、人権保育基本方針に変わっており、同和教育基本方針から、人権教育基本方針に変わっているのは名称だけ変わっているのか。

（名称だけではなく、中味も変わっている）

- ・保育にしても福祉にしても、当然、市の基本方針があるので、そのことが書いてあるので特に問題はないと思う。障害者にしても、母子家庭にしても、子育てにしても、介護にしても全般に全ての問題にわたって入っている。

- ・就労支援センターでは、就労あるいは仕事の相談ということで位置づけしているが、仕事の紹介ができないか。

（就労支援センターでは、職業安定法で仕事の斡旋ができないことになっている。就労支援センターでは、それぞれの阻害要因を取り除いていくところで、例えば、保育所にあずけるにはどうしたらよいか、一つ一つ取り除いていってできたら就労に結びつけていくというところです。ただ情報というのは、ハローワークから流してもらって掲示している状況です。）

- ・73ページの③の「市営住宅建替事業に際しては、余剰地等を生み出すことにより、多様な住宅供給の推進に努める」は、住宅を増やすということか。府営住宅の場合は、戸数の建替えて、余剰地を処分しようというなかで、住んでいる人の現有戸数を建替えるというような方針があるのかどうか。

（ある程度収入がある人が、地区内で定住するには、どういう方法があるのかというなかで、集約建替えることによって、今まで市営住宅の敷地で使っていた分が、住宅用地として活用できるのではないかとということで、府営住宅も高層化することに

よって余剰地を生み出すと、当然、市も同様な考えをしていくところです。)

- ・ 特別措置法がなくなり、部落差別の問題はすんだ、だから、人権尊重やというような言葉の出ることも聞いている。しかし、2000年の実態調査で同和問題についてはまだまだ、課題のあることがわかった。だから、人権尊重とか人権教育とかいう言葉がでてくるが、泉佐野市として、部落問題を解決するために、同和行政推進プランというものをあえて、全体の中からこれだけを引き出して確立していくというように受け止めたいと思うがそれでよいか。
(そのとおりでございます。)

3. 結語

2000(平成12)年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査の結果では、進学率や中退問題などの教育の課題、失業率の高さや不安定就労等の労働の課題が残されていることが明らかになり、また、学歴の高い層や、安定した就労を獲得した若年層が同和地区から転出していく一方、低所得層や母子家庭などの行政上の施策を必要とする人々が転入してくるという動向も見られる。また、依然として結婚問題を中心に差別意識の解消が十分進んでおらず、部落差別事象が跡を絶たない状況である。

差別撤廃条例の目的である差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現を目指すため、同和問題の解決のための取り組みを人権問題という本質からとらえて、1999(平成11)年に策定した泉佐野市同和行政推進プランの改訂が必要と考える。

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 委員名簿

[委員任期 2004 (平成 16 年) 5 月 31 日まで]

(会 長) ○	市顧問弁護士	坂井尚美
(副会長) ○	泉佐野市人権協会代表	吉川龍作
○	市議会議員 (現市議会議長)	重信正和
○	泉佐野市人権を守る市民の会会長	神藤 勵
○	泉佐野市町会連合会会長	吉田順三郎
○	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会会長	久保田晴夫
○	泉佐野市人権擁護委員会会長	中西マサ子
○	泉佐野市 P T A 連絡協議会会長	杉岡繁昭
○	社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会会長	田端利一
○	泉佐野市民生委員児童委員協議会会長	池田義文
○	泉佐野市身体障害者福祉会会長	東谷寛治
○	泉佐野女性センターネットワーク会議代表	中村初美
○	部落解放同盟大阪府連合会鶴原支部代表	池浦鷹江
○	部落解放同盟大阪府連合会下瓦屋支部代表	中西常泰
○	部落解放同盟大阪府連合会樫井支部代表	東妻篤人
○	部落解放同盟大阪府連合会代表	山中辰也
○	市民公募	亀谷 守
○	市民公募	川崎一博
○	市民公募	与浦知子
○	市民公募	清水理恵子

1. 基本的認識

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。

日本国憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。しかしながら、日本国憲法が施行されて50年余り、国の同和対策審議会答申(以下「答申」という。)が出されて36年が経過しようとしている現在においても、同和問題は解決されたとはいえない状況にある。

その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるという基本認識に立ち、本市は当然にその責務を分担し、差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある。その際には、同和問題解決のための取り組みを人権問題の本質からとらえ、あらゆる人権問題の取り組みへと創造・発展させることにより、泉佐野市総合計画がめざす「一人ひとりの人権が尊重される『国際人権都市』」の実現に資する必要がある。

(これまでの取り組みの評価と課題)

市は、国の答申を基本として、同和問題の解決に積極的に取り組み、その結果、地区住民の協力もあって、その答申が出された当時に比べ、同和地区の状況は住環境を中心に大幅に改善されてきた。

しかしながら、2000(平成12)年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」(以下「実態等調査」という。)の結果等をみると、進学率や中退問題などの教育の課題、失業率の高さや不安定就労等の労働の課題が残されていることが明らかになった。とりわけこれまで、中高年における課題とされてきた不安定就労が若年層においても深刻な課題となっているという新たな側面もでてきている。

また、学歴の高い層や、安定した就労を獲得した若年層が同和地区から転出していく一方、低所得層や母子家庭など行政上の施策を必要とする人びとが転入してくるという動向もみられる。

さらに、高度情報化社会が進むなか、パソコンの普及率やインターネットの利用率が全国平均の半分にとどまっているなど、同和地区内外の情報格差が生じ、それが社会的・経済的格差につながるということが懸念されるという新たな課題も発生している。

また、「実態等調査」の中の「同和地区内意識調査」・「府民意識調査」等の結果をみても、依然として結婚問題を中心に差別意識の解消が十分に進んでおらず、本市においても部落差別事象が跡を絶たない状況である。今後とも部落差別の結果として生じた格差の是正にとどまらず、差別を生み出している原因を根本的になくしていくための取り組みを進めていくことが求められる。

2. 基本目標

部落差別は、差別を温存・助長する因習等をなくし、すべての基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消し得るものである。

今後の施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、同和地区内外の住民が一体となったコミュニティの形成を図ることである。

そのためには、

- (1) 市民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備
- (2) 同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた総合相談機能の充実等の諸条件の整備
- (3) 同和地区内外の住民の交流を図るための地域交流事業等を促進するため、地区内施設の積極的活用等の諸条件の整備

が必要である。

3. 基本目標達成のための視点

(1) 差別撤廃条例を基本とした視点

1993（平成5）年度に制定した「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の精神に基づき、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努める。

(2) 総合的な視点

これまでの同和行政の成果を損なうことなく、同和対策事業が培ってきた事業のノウハウを活かしながら、総合行政としての同和行政を進めていくことが必要である。

一人ひとりがかけがえない存在として尊重される差別のない社会の実現をめざし、同和地区・同和地区出身者のみに限定せず、さまざまな課題を有する人びとの自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現を図るとの視点に立って、人権尊重の視点に立った施策（一般施策）として、取り組んでいく必要がある。

また、過去において一般施策が同和地区の内容にそぐわなかったり、内容が十分でなかったことなど、それが実質的に行われてこなかったということを踏まえ、今後一般施策の推進にあたっては、行政ニーズの的確な把握に努め、課題解決のための真に必要な施策を見極め、有効・適切かつ効率的に推進することが必要である。

(3) 国際的な視点

関西国際空港の玄関都市にふさわしい『国際人権都市泉佐野市』とするため、文化や習慣の違いを認め合い、互いに人間として尊重し合うことが大切である。

国際的な人権尊重の潮流のなかで、国際人権諸条約の精神に学びながら、差別撤廃に努める。

4. 施策の基本的方向

同和地区、同和地区出身者に対象を限定する特別対策としての同和対策事業から広く行政上の課題を有する人びとを対象とした一般対策への転換を図るという基本視点を踏まえ、今後の同和問題解決のための施策は、同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和地区出身者を含むさまざまな課題を有する人びとに対する人権尊重の視点に立った取り組みを展開する必要がある。

同和問題解決のための施策の基本目標の達成のためには、同和地区内外の住民が自主的・主体的に参画し、①地区施設を活用した交流活動、②交流と自己実現のための生涯学習の観点からの学習活動、③当事者の立場に立った身近な相談活動等の取り組みを地区施設を中心に進める必要がある。

特別措置を終了し、一般施策による人権尊重の視点に立った取り組みを推進していくことは、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了ということではない。

「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に係わる問題の解決につなげていくという広がりをもった現実の課題である。」という地対協意見具申の指摘を踏まえ、一般施策への移行については、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をみすえ、これまで積み上げてきた同和対策事業の成果を損なうことなく、一般施策に工夫を加えるとともに、有効かつ適切に活用していく必要がある。

5. 推進体制の充実

(1) 庁内の推進体制の充実

特別対策終了後の同和問題の解決のための施策の推進にあたっては、総合行政としての同和行政を積極的に推進していく必要がある。そのため各部局の事業の有機的な連携のもと、全庁的な取り組みが必要であり、人権推進部や人権教育室等の総合調整機能を十分に発揮する必要がある。

また、市が推進する施策について、人権尊重という視点が盛り込まれているかどうかチェックするため、人権対策本部に行政評価システムを導入することも検討すべきである。

(2) 泉佐野市同和事業促進地区協議会との連携

地区協議会については、これまで地区における同和事業の推進に大きな役割を果たしてきた。そして、これまで地域で同和問題の解決に携わってきた貴重な実績とノウハウを有することから、財団法人大阪府同和事業促進協議会（以下、「府同促」という。）の改組の基本方向を踏まえ、地域での取り組みを推進する組織として整備し、人権施策等を推進するための協力機関として今後も活用することが望まれる。

地区協議会を発展させ新たに整備された組織については、改組後の府同促と連携し支援を受けるとともに、地区施設と連携を図りながら、周辺地域を含む生活・教育・就労・人権等さまざまな相談活動を通じて、地域住民の実態、ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般施策の普及・定着・同和地区内外住民の交流促進を通じてのコミュニティづくり等の機能を担う機関として、緊密な連携を図っていく。

(3) 市民組織、人権関係NPO・NGO等との連携

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、泉佐野市人権を守る市民の会等の市民団体や、近年、人権教育・啓発の推進について、人権関係NPO・NGO等の役割が高まっていることを踏まえ、これらの機関との連携を図る。

(4) 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会の活用

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会は、差別撤廃条例に基づく附属機関から、市の附属機関条例に基づく機関として新たに位置づけされたが、引き続き本市における、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、その十分な活用を図る。

6. 国及び府に対する法的措置等の要望

同和問題解決のための基本となる法的措置及び財政措置、とりわけ人権救済に係わる有効かつ適切な措置がとられるよう、あらゆる機会を通じて国及び府に対して強く要望していく。